

北海道議會時報

第 10 卷 第 5 号

昭 和 33 年 5 月



北海道議會事務局

— 第 5 号 目 次 —

議会の動き

常任委員会……………一

会合

全国都道府県議会議長会……………五

九都道府県議会議長会……………五

九都道府県議会議務協議会……………五

資料

衆議院議員選挙投票結果調……………六

第二十八通常国会の展望書……………一八

第一回定例道議会の議決を経た条例の公布調……………二九

雑 録

地方行政疑義問答集……………三

懲罰について

各省大臣、政務次官一覧……………四

衆議院正副議長並びに常任委員長一覧……………四

図書室だより……………四

四月のメモ

表紙写真

つ つ じ

一札幌・植物園一
北海道議会議務局撮影

小島議員逝去

議員小島巖君は、先般の衆議院議員総選挙に当り活動中、五月十七日脳溢血で倒れ自宅において加療中のところ五月二十日午後三時十分逝去された。

社会党道連外四団体の合同葬儀が六月三日遠軽町大真寺において執行された。なお六月五日開かれた第二回定例道議会において大沢議員（自民）により追悼演説が行われた。



追悼演説

私は同僚議員小島巖君の御逝去に對しまして、つつしんで哀悼の辞を述べ、衷心より故人の御冥福を祈念したいと存するものであります。

私どもの同僚として三年有余にわたり道政のため尽瘁せられました小島巖君は、脳溢血のため去る五月二十日こつ然として逝去せられ、一昨三日郷里遠軽町において告別式が行われた次第であります。平素頑健そのものであつた同君のあまりにも突然の訃報に接し、にわかに真実とは思われないほどでありまして、まことに痛惜哀悼の至りにたえないものがあります。

同君は生地新潟県から幼くして渡道せられ、大正九年に札幌師範学校を卒業せられるや、進んで辺地の教育に身を投じ、常呂郡武華小学校の訓導を振り出しに、富美、沙留、上斜里等の各小学校長を経、昭和二十二年五月には斜里中学校長、同年十一月には遠軽中学校長を歴任せられ、昭和三十年三月に退職せられるまで実に三十有五年に亘る長期間、児童生徒の教育に専念せられたのであります。昭和三十年四月の道議会議員の改選に当り地域及び民主団体の懇望により立候補され見事衆望をになつて当選、自來今日まで道政に参画されたのであります。

この間道議会におきましては建築副委員長をはじめ、総務、治安、厚生、議運の各常任委員を歴任されるとともにしばしば予算特別委員として活躍され昭和三十三年第二回定例会には予算特別委員長副委員長となり道政の進展に寄与せられたのであります。

同君は寡黙謹厳にして実行力に富める高潔な人格と平素の悠々として迫らざるその温かな風格はまことに印象的であり、体取衆にぬきんてた英姿は今なお眼前に髣髴とするものがあるのであります。その貴重な体験と卓越せる識見によつて本道の総合開発と道民福祉の向上に一層の活躍が期待されていたのであります。

しかるにたまたま先般の衆議院議員総選挙に当り日夜を分たず活動中のところ、不幸にも病魔の侵すところとなり、五月十七日自宅において脳溢血で倒れ、家人の手厚い看護もむなく病にわかに革まり、発病以來四日目の五月二十日五十八歳を一期として長逝せられましたことは、まことに惜んでも余りある次第でありまして衷心より哀悼の誠を捧げるものであります。

ここにつつしんで小島巖君の御冥福を祈念し、一言もつて追悼の詞といたします。

議会の動向
K.U

常任委員会

建設委員会

○四月三十日 午後一時十六分、第二委員会室において開議、午後一時四十五分散会、委員長 中牧 保（自民）

請願、陳情の審査

請願

第五〇七号 夕張川栗沢えん堤護岸災害復旧並びに砂利採取禁止区域拡大の件（採 択）

第五〇八号 ニセコ観光道路（俱知安口向）延長の件（採 択）

第五一八号 道道増毛妹背牛線一部道路巾員並びに橋梁拡張工事施行の件（採 択）

第五一九号 釧路村字昆布森地区海岸浸蝕防止対策の件（採 択）

第五三六号 道道夕張鶴川線中穂別市街夕張間道路改良工事施行（採 択）

第五四四号 道道恵比島昭和間整備促進の件（採 択）
第五五二号 納内村旭川市神居古潭間道路を道道に昇格の件（採 択）

陳情

第七六四号 国土開発縦貫自動車道建設の件（採 択）
第八六四号 根室管内の農業災害に伴う土木事業実施の件（採 択）

第八八八号 道道雨竜深川線の一部巾員拡張並びに舗装施行の件（採 択）

第八九六号 奥尻島航路整備促進の件（採 択）

第九六三号 道道小樽定山溪線道路補修及び錦橋架換工事実施の件（採 択）

第九六九号 道道の道路維持修繕費増額の件（採 択）
他の請願、陳情はいずれも保留とすることに決定。

一般請事

① 土木部長より、土木現業所の機構改革について説明を聴取、ついで新任の課長及び次長の挨拶があった。

② 斎藤委員（社）より、石狩土地改良区の花畔地区における農道客土事業にかかる土取場の問題について質疑及び要望があり、土木部長より答弁。

③ 保留中の請願、陳情の審査及び道内における建設工事実施状況等の視察日程その他に関する協議については総選挙終了後委員会を開いて行うこととした。

農地開拓委員会

○四月三十日 午後一時四十九分、各派交渉室において開議、午後二時

八分散会、委員長 笠井幸衛（社）

一般議事

- ① 宮北委員（社）より、非補助小団地等土地改良事業助成基金制度改善に関する中央折衝の経過について報告、ついで総務課長及び土地改良課長より補足説明があつた後、委員長より、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案が審議未了になつたことに関連して土地改良事業助成制度の今後の見通しについて質疑があり、宮北委員（社）より応答あわせて本問題の今後の動向について充分情報を得た上事務折衝に万全の努力をされたい旨を要望。（委員長及び朝日（協ク）津川（社）各委員よりも同様の要望があつた。）
- ② 委員長より、開拓制度問題のその後の経過状況について質疑があり、開拓計画課長より答弁、次に朝日委員（協ク）より、斜里及び森地区における土地改良問題のその後の経過について質疑、総務課長より答弁、ついで宮北委員（社）より、揚水機電力料金後払措置の問題については北電と充分協議の上善処されたい旨を要望。

水産委員会

○四月二十四日 午後一時二十分、第二委員会において開議、午後五時

十八分散会、委員長 時田政次郎（社）

請願、陳情の審査

請願

第四七三号 中型機船底曳網漁業禁止区域拡大の件（保留）

一般議事

- ① 水産行政の当面する重要問題について報告及び質疑を行うこととし、水産部長より、たら延縄漁業の許可方針及び日本海ます流網漁業をめぐる青森県漁船の入会操業問題について報告、ついで井野委員（社）より、今回の日・ソ漁業交渉の結果明年以降のオホーツク海出漁は放棄の形となつたがこれは本道にとつて重大問題でありこれに対する道の見解これに関連して北洋独航船組合が減船案を打ち出しているがこれは道の意見を聴いて行つたものかどうか及び減船基準を定めてほしい旨（関連して阿部委員（自民）より、同様の質疑、意見及び要望があり）について質疑、意見及び要望があり、水産部長、水産課長より答弁、次に川村委員（社）より、太平洋十トン未滿さけ、ます漁業自由操業問題に関する現状と今後の見通し及び解決が遅れている理由等について質疑、水産部長より答弁の後、同委員より、水産庁に対する折衝方法について意見を述べ、ついで委員長に対し、本委員会としても一層努力されたいと要望、次に沖野副委員長（自民）より、北見ふ化場におけるし尿放流問題に関し、稚魚放流に当り水質検査を行つたかどうか（関連して井野委員より、ふ化放流する際の水質検査、環境調査について意見があり）及び被害に対する市との折衝経過、常呂川の汚濁により帆立、昆布等浅海資源が死滅したとの報道に対する調査実施の有無及び被害状況これに関連して弁償、補償等の請求はできるかどうか、監視船乗組員に対する超過勤務手当の支給方法これに関連して現在の予算で西カム方面に行く北斗丸の航海手当を支給できるかどうか等について、松平委員（自民）より、水質汚濁問題については河川課と充分相談すべきである旨及び河川等で共同漁業権に及ぼす影響のあるものは協同組合の同意を必要とするのではないかなどについて質疑、

長、漁政課長、漁業調整課長、同次長の就任挨拶があつた。

○四月二十五日 午後一時四十分、第二委員室において開議、午後五時三十五分散会、委員長 時田政次郎（社）

請願、陳情の審査
請 願

第四七三号 中型機船底曳網漁業禁止区域拡大の件（保 留）

第五一四号 陸上自衛隊静内町海域射撃演習場使用指定反対の件（保 留）

第五四〇号 内地底曳船の武蔵堆海域操業措置反対の件（保 留）

第五四一号 武蔵堆におけるほつけ刺網漁業操業の件（採 択）

陳 情

第七五一号 小樽留萌根拠底曳の宗谷海区移転反対の件（保 留）

第八六九号 函館水試支場におけるイカプロセスチーズ中間企業
化試験費予算化の件（採 択）

第八七〇号 静内町に自衛隊駐屯高射砲大隊の演習地誘致阻止の
件（保 留）

第九二五号 零細沿岸漁家安定対策の件（採 択）

第九二六号 基地産業としてのオホーツク海における鮭、ます漁
業の全面的開放の件（採 択）

第九四〇号 厚岸町字湾月町地内に運河並びに干拓実現の件（採 択）

第九四三号 水産改良普及事業道費予算化の件（採 択）

第九四九号 すけとうだら漁業の大海域制実施の件（保 留）

第九五〇号 北洋漁業並びに北方海域近海漁業問題に対し特別委
員会設置の件（保 留）

意見があり、水産課長、漁業調整課長より答弁、ついで沖野副委員長より、昨年にも同様事例があつた点より水質検査をせずに放流したのは遺憾である旨及び稚魚死滅数、監視船乗組員の超勤手当に関し、三十一年度において支給しなかつた理由及び三十二年度分の支給時期、各監視船ごとの支給状況に関し資料提出方等について質疑、意見及び要望があり、水産部長、漁業調整課長より答弁（一部答弁保留）、次に麻里（自民）井野（社）各委員より、にしん混獲制限措置撤廃問題に関する底曳、沿岸両漁業関係者の春にしん懇話会の結論について質疑、水産部長より答弁の後、麻里委員より、本件については本委員会と充分協議の上善処されたいと要望、次に黒沢委員（社）より、改良普及員の養成講習所が閉鎖された問題について質疑及び意見があり、水産課長より答弁の後、同委員より、指導者層の育成に今後一層努力されたいと要望、次に麻里委員より、室蘭道立水族館の移管問題に関する経緯及び市との話合状況（関連して松平委員より、市に移管の場合有償無償のどちらで行うかについて質疑があり）について質疑、水産部長、水産課長より答弁。

② 漁政課長及び同次長より、地方財政法の一部改正問題に関連し、漁家経済安定施策に対する影響について説明を聴取、ついで井野委員より本問題に対する知事、議長動き及び地方自治体全体の問題として理事者側の対策について質疑、水産部長より答弁の後、同委員より、このような重大問題を今日まで何等本委員会に連絡しなかつたのは議会軽視もはなはだしく誠に遺憾であるとの意を表した。

③ 委員長より、利尻町長、船泊及び杏形各協同組合長から利礼海域禁止区域拡大について十海里線まで拡大されたいとの要望電報がきている旨及び先般行つた宗谷支庁管内における機船底曳によるたこ空つり、すけとう刺網漁業被害状況の調査報告書が配付の通り提出された旨を報告。

④ 前水産部長、前漁政課長、前漁業調整課長の退任挨拶及び水産部

第九五一号 武蔵堆海域における内地底曳船入会阻止の件

(採
択)

第九五五号 日本海すけそう漁業問題に関する真相究明の件

(保
留)

第九五九号 太平洋岸十屯未満鮭ます流網漁業自由操業の件

(採
択)

第九七六号 西稚内港及び富磯漁港の簡易工事施行の件

(採
択)

一般議事

水産部長より、底曳禁止区域改訂促進問題及び太平洋十トン未満
さけます漁業の自由操業問題等について上京折衝を行うので協力願
いたいと要請があり、協議の結果委員長一任と決定。





全国都道府県議会議長会

○四月八日 東京都議会第五委員会室において幹事会を開催、臨時会に先立ち公職選挙法一部改正法案の成立促進要望について協議した。

○四月八日 東京都議会第五委員会室において臨時会を開催、会長から新任の正副議長十一氏を紹介、次に全議長長から、新都道府県会館の使用申込みについて及び都道府県議会議事次第書及び書式例の決定について報告がありそれ了承、次いで協議に入り公職選挙法一部改正法案の成立促進要望については要望書を議決、全員手分けをして自県選出国會議員に各個運動を行うこととした。凍雪害の救済対策については要望書を作成、政府その他関係方面に要望することとし、更に運動の推進を期するため本会に被害関係二十七都府県をもつて構成する凍雪害救済対策特別委員会を設置することに決定した。

九都道府県議会議長会

○四月九、十の両日 東京都において開催、地元東京都議長挨拶の後、議事に入り、前回会議決定事項の処理について神奈川県議長から報告、ついで次の事項を協議、関係方面に強く要望することとした。

- 一 国民年金制度の創設について
- 一 地方税法の改正について
- 一 引揚者給付金等支給法の一部改正と引揚者生業資金および同住宅建設促進方について
- 一 産業公害防止対策の強化について
- 一 交通事故防止について

九都道府県議会事務協議会

○四月二十四、五の両日 東京都において開催、次の事項を研究協議した。

- 一 議会の議決すべき事項について
- 一 議会の委任による専決処分について
- 一 決算認定の議決について
- 一 委員会の要望事項、付帯決議等の措置について
- 一 会議録の配付範囲について
- 一 各派交渉会について
- 一 公職選挙法改正に伴う措置について
- 一 国會議員互助年金法について
- 一 予算の分割審査について

別投票結果調

(昭和33年 5月22日執行)

票 者 数		投 票 率		
女	計	男	女	計
70,586	152,954	63.95	55.06	59.51
33,361	69,692	68.77	57.38	62.81
5,910	12,775	73.30	61.58	67.37
26,414	72,577	73.38	55.73	65.80
33,351	69,607	72.04	64.12	68.02
169,622	377,605	68.36	57.43	62.98
32,252	69,652	78.67	68.21	73.45
6,594	14,202	76.64	65.42	70.99
8,664	17,841	74.40	70.94	72.68
6,468	14,202	76.45	62.13	69.19
5,914	14,376	80.35	67.69	74.61
54,561	118,588	80.84	69.56	75.23
19,264	39,765	78.61	74.26	76.44
14,968	30,384	74.07	72.33	73.21
148,685	319,010	78.66	69.55	74.13
50,792	98,595	73.56	68.46	70.84
17,847	37,258	73.33	67.14	70.23
42,954	86,924	67.99	64.31	66.38
111,593	222,777	71.21	66.80	68.93
24,830	53,087	81.83	71.58	76.69
21,625	46,071	84.74	76.23	80.52
9,609	21,170	76.71	62.80	69.70
11,116	22,922	82.74	74.42	78.49
16,384	34,896	79.52	68.43	73.90
13,176	28,294	82.54	72.64	77.61
9,277	20,571	80.85	65.84	73.31
11,109	23,468	84.22	73.87	78.98
70,510	151,408	81.43	69.41	75.35
27,534	57,183	78.19	71.29	74.71
21,108	44,181	78.43	72.17	75.31
236,278	503,251	80.99	70.75	75.84
21,611	45,605	71.98	63.96	67.95
18,818	40,917	80.97	76.22	78.72
12,273	25,717	81.26	70.74	75.87
8,165	16,813	78.98	71.68	75.26
7,234	15,088	77.58	70.69	74.11
5,289	10,760	66.06	60.69	63.31
46,605	98,270	82.61	75.36	79.00
20,809	44,960	77.06	69.48	73.36
8,011	18,044	72.51	61.70	67.28
51,140	109,003	81.78	73.08	77.46
199,955	425,177	79.03	71.18	75.13
866,133	1,847,820	76.01	67.09	71.55



衆議院議員選挙の選挙区

支 庁	種 別	選 挙 当 日 の 有 権 者 数			投
		男	女	計	男
第 一 区	札幌市市	128,805	128,209	257,014	82,368
	札幌市市	52,828	58,137	110,965	36,331
	札幌市市	9,365	9,597	18,962	6,865
	計	190,998	195,943	386,941	125,564
第 二 区	石狩支庁	62,908	47,398	110,306	46,163
	石狩支庁	50,327	52,010	102,337	36,256
	計	113,235	99,408	212,643	82,419
	計	304,233	295,351	599,584	207,983
第 三 区	旭川市市	47,539	47,284	94,823	37,400
	旭川市市	9,927	10,079	20,006	7,608
	旭川市市	12,334	12,213	24,547	9,177
	旭川市市	10,116	10,410	20,526	7,734
第 四 区	川内別寄市市	10,532	8,737	19,269	8,462
	川内別寄市市	79,206	78,437	157,643	64,027
	川内別寄市市	26,080	25,942	52,022	20,501
	計	115,818	112,616	228,434	92,990
第 五 区	上留奈支庁	20,812	20,693	41,505	15,416
	函館市市	64,987	74,194	139,181	47,803
	函館市市	26,471	26,582	53,053	19,411
	計	91,458	100,776	192,234	67,214
第 六 区	釧路市市	34,533	34,690	69,223	28,257
	釧路市市	28,847	28,368	57,215	24,446
	釧路市市	15,072	15,301	30,373	11,561
	釧路市市	14,269	14,936	29,205	11,806
第 七 区	室蘭市市	23,280	23,942	47,222	18,512
	室蘭市市	18,316	18,139	36,455	15,118
	室蘭市市	13,969	14,091	28,060	11,294
	室蘭市市	14,675	15,040	29,715	12,359
第 八 区	室蘭市市	99,348	101,581	200,929	80,898
	室蘭市市	37,919	38,621	76,540	29,649
	室蘭市市	29,418	29,248	58,666	23,073
	計	166,685	169,450	336,135	133,620
第 九 区	室蘭市市	33,330	33,785	67,115	23,994
	室蘭市市	27,293	24,688	51,981	22,099
	室蘭市市	16,545	17,350	33,895	13,444
	室蘭市市	10,949	11,391	22,340	8,648
第 十 区	室蘭市市	10,124	10,234	20,358	7,854
	室蘭市市	8,282	8,715	16,997	5,471
	室蘭市市	62,541	61,844	124,385	51,665
	室蘭市市	31,339	29,950	61,289	24,151
第 十 一 区	室蘭市市	13,836	12,984	26,820	10,033
	室蘭市市	70,753	69,975	140,728	57,863
	計	196,971	193,738	390,709	153,717
	計	284,992	280,916	565,908	225,222
合 計		1,291,550	1,291,070	2,582,620	981,687

5	6	7	有 効 投 票	無効投票	合 計
町 村 金 五	高 井 清 治	西 館 仁			
11,715	588	982	36,472	92	36,564
10,668	562	1,238	38,089	167	38,256
7,018	459	1,070	27,097	142	27,239
8,271	444	928	26,090	107	26,197
6,800	334	964	24,521	129	24,650
44,472	2,387	5,182	152,269	637	152,906
718	177	445	18,474	150	18,624
1,104	234	453	17,580	106	17,686
1,163	173	328	16,776	83	16,859
971	167	396	16,394	94	16,488
3,956	751	1,622	69,224	433	69,657
5,617	148	381	12,707	66	12,773
54,045	3,286	7,185	234,200	1,136	235,336
1,356	38	110	4,110	27	4,137
7,026	347	704	23,104	186	23,290
535	30	44	2,438	17	2,455
993	39	24	2,547	19	2,566
1,695	95	92	6,355	38	6,393
538	12	6	1,187	7	1,194
347	18	21	1,605	18	1,623
262	50	25	2,555	25	2,580
3,409	160	92	10,690	64	10,754
5,987	288	250	17,375	204	17,579
22,148	1,077	1,368	71,966	605	72,571
76	24	20	1,779	9	1,788
184	76	41	3,777	21	3,798
188	25	217	2,621	24	2,645
586	143	34	4,890	56	4,946
407	63	70	3,170	22	3,192
167	29	17	2,283	9	2,292
218	17	21	1,564	6	1,570
279	47	24	3,279	37	3,316
283	41	22	2,918	27	2,945
778	160	78	6,767	42	6,809
332	428	47	4,858	50	4,908
485	1,846	86	7,162	43	7,205
142	223	55	3,214	19	3,233
86	114	2	1,396	7	1,403
234	27	29	2,978	32	3,010
337	30	38	3,237	20	3,257
429	53	92	2,665	18	2,683
911	130	226	9,376	83	9,459
165	11	59	1,130	14	1,144
6,287	3,487	1,178	69,064	539	69,603
28,435	4,564	2,546	141,030	1,144	142,174
82,480	7,850	9,731	375,230	2,280	377,510

候補者別得票数調

番号 候補者氏名			1	2	3	4
開票区			正 木 清	横 路 節 雄	椎 熊 三 郎	磯 田 美 朝
札幌市	I		4,114	11,129	3,920	4,024
"	II		6,380	12,825	3,145	3,271
"	III		5,680	8,701	2,082	2,087
"	IV		6,237	5,679	2,302	2,229
"	V		5,859	6,640	2,151	1,773
計			28,270	44,974	13,600	13,384
小樽市	I		4,898	3,473	7,183	1,580
"	II		3,211	3,352	6,642	2,584
"	III		2,887	3,401	7,486	1,338
"	IV		3,890	3,125	6,540	1,305
計			14,886	13,351	27,851	6,807
江別市			2,847	2,926	534	254
計			46,003	61,251	41,985	20,445
手稲区	稲平島狩別	町	1,125	1,034	279	168
豊広石当	狩別	村	4,178	5,139	3,826	1,884
		町	976	551	168	134
		町	294	611	230	356
		町	1,011	1,043	1,065	1,354
新厚浜	篠田益庭蔵	村	131	239	140	121
恵千	蔵	村	199	395	238	387
		町	398	856	473	491
		町	1,353	1,389	2,403	1,884
		町	2,693	2,946	3,653	1,658
石狩支庁		計	12,258	14,203	12,475	8,437
島寿三園狩	牧都和越太	村	155	291	56	1,157
		町	413	673	202	2,188
		町	643	391	61	1,096
		町	832	812	755	1,727
		町	508	729	688	705
真留喜京俱	狩	村	163	668	296	913
	寿茂	村	150	609	109	440
	極	町	699	975	506	749
	知	町	792	520	752	508
	安	町	1,608	1,536	1,318	1,289
共岩泊神積	和内	村	901	1,036	683	1,431
		町	684	1,355	894	1,812
		村	670	1,172	192	760
	恵丹	村	147	524	32	491
		町	298	629	520	1,241
古大余赤	平江市	町	738	711	746	637
		村	647	523	423	498
	井川	村	2,108	1,843	2,369	1,789
		村	252	143	167	333
後志支庁		計	12,408	15,170	10,770	19,764
支庁		計	24,666	29,373	23,245	28,201
合		計	70,669	90,624	65,230	48,646

第 二 区

5		6	有 効 投 票	無 効 投 票	合 計
林	唯 義	安 井 吉 典			
	2,115	3,734	13,181	69	13,250
	1,930	2,869	12,655	39	12,694
	2,646	3,447	15,479	95	15,574
	1,310	5,117	13,972	63	14,035
	2,091	3,360	14,042	57	14,099
	10,092	18,527	69,329	323	69,652
	2,738	1,646	14,147	51	14,198
	3,712	1,861	14,332	44	14,376
	2,940	2,179	14,118	83	14,201
	2,021	1,885	17,742	99	17,841
	21,503	26,098	129,668	600	130,268
	689	734	2,823	17	2,840
	735	1,767	4,737	48	4,785
	1,428	2,691	6,146	25	6,171
	1,458	2,501	6,628	51	6,679
	82	3,360	3,503	31	3,534
	693	1,320	3,537	32	3,569
	4,255	559	5,897	23	5,920
	849	522	3,002	7	3,009
	2,191	568	4,016	31	4,047
	1,383	1,157	4,915	9	4,924
	737	2,013	4,171	24	4,195
	2,148	3,316	8,804	42	8,846
	2,076	1,474	6,425	50	6,475
	2,388	681	4,136	15	4,151
	1,323	2,039	8,980	37	9,017
	484	477	2,734	23	2,757
	470	676	3,635	18	3,653
	201	133	1,193	7	1,200
	733	453	4,793	32	4,825
	482	139	3,926	16	3,942
	336	357	2,445	8	2,453
	1,095	478	4,925	19	4,944
	710	481	6,098	34	6,132
	226	591	6,244	33	6,277
	101	162	1,589	2	1,591
	631	202	2,626	21	2,647
	27,904	28,851	117,928	655	118,583
	737	1,046	6,260	40	6,300
	1,120	721	5,642	57	5,699
	571	607	4,431	27	4,458
	1,783	1,998	10,392	93	10,485
	166	32	912	12	924
	454	171	2,156	22	2,178
	620	285	3,442	45	3,487
	463	324	3,636	27	3,663
	463	228	2,544	25	2,569
	6,377	5,412	39,415	348	39,763
	552	212	3,241	35	3,276
	371	245	3,136	11	3,147
	614	237	2,801	15	2,816
	204	236	4,612	34	4,646
	131	104	2,535	13	2,548
	374	361	3,720	26	3,746
	887	129	3,583	16	3,599
	756	110	3,528	27	3,555
	839	102	3,038	13	3,051
	4,728	1,736	30,194	190	30,384
	39,009	35,999	187,537	1,193	188,730
	60,512	62,097	317,205	1,793	318,998

開 票 区	候補者氏名	番号	1		2		3		4	
			松	浦 周太郎	佐々木 秀 世		芳 賀 貢		五十嵐 久 作	
旭 川 市	I			2,613	2,184		2,142		393	
旭 川 市	II			2,461	3,695		1,437		263	
旭 川 市	III			3,634	3,721		1,676		355	
旭 川 市	IV			2,188	2,726		2,214		417	
旭 川 市	V			2,656	3,044		2,479		412	
旭 川 市	計			13,552	15,370		9,948		1,840	
士名留雄 市	別寄町内			3,410	1,155		4,870		328	
士名留雄 市	市市市市			4,176	1,464		2,857		262	
士名留雄 市	市市市市			3,575	2,025		3,132		267	
士名留雄 市	市市市市			4,802	2,982		5,491		561	
士名留雄 市	計			29,515	22,996		26,298		3,258	
東 旭 市	旭 川 市			331	624		424		21	
東 旭 市	旭 川 市			619	989		531		96	
東 旭 市	旭 川 市			1,071	252		625		79	
東 旭 市	旭 川 市			943	593		1,051		82	
東 旭 市	旭 川 市			29	22		5		5	
東 旭 市	旭 川 市			483	413		559		69	
東 旭 市	旭 川 市			438	119		461		65	
東 旭 市	旭 川 市			844	97		585		105	
東 旭 市	旭 川 市			545	197		464		51	
東 旭 市	旭 川 市			628	453		1,199		95	
東 旭 市	旭 川 市			802	234		344		41	
東 旭 市	旭 川 市			1,232	664		1,224		220	
東 旭 市	旭 川 市			1,378	755		639		103	
東 旭 市	旭 川 市			291	135		573		68	
東 旭 市	旭 川 市			2,290	810		2,301		217	
東 旭 市	旭 川 市			622	105		974		72	
東 旭 市	旭 川 市			603	339		1,456		91	
東 旭 市	旭 川 市			300	125		403		31	
東 旭 市	旭 川 市			1,084	1,087		1,340		96	
東 旭 市	旭 川 市			241	312		2,697		55	
東 旭 市	旭 川 市			618	181		899		54	
東 旭 市	旭 川 市			2,119	368		794		71	
東 旭 市	旭 川 市			1,189	1,311		2,275		132	
東 旭 市	旭 川 市			4,258	228		763		178	
東 旭 市	旭 川 市			617	87		586		36	
東 旭 市	旭 川 市			873	188		689		43	
東 旭 市	旭 川 市			24,448	10,688		23,861		2,176	
東 旭 市	旭 川 市			1,415	1,949		1,020		93	
東 旭 市	旭 川 市			1,774	586		1,314		127	
東 旭 市	旭 川 市			1,469	839		895		50	
東 旭 市	旭 川 市			2,871	2,021		1,551		168	
東 旭 市	旭 川 市			223	375		109		7	
東 旭 市	旭 川 市			619	398		496		18	
東 旭 市	旭 川 市			1,055	492		916		74	
東 旭 市	旭 川 市			1,294	498		962		95	
東 旭 市	旭 川 市			590	235		944		84	
東 旭 市	旭 川 市			11,310	7,393		8,207		716	
東 旭 市	旭 川 市			963	285		1,183		46	
東 旭 市	旭 川 市			468	1,129		862		61	
東 旭 市	旭 川 市			626	311		963		50	
東 旭 市	旭 川 市			1,669	1,293		1,128		82	
東 旭 市	旭 川 市			984	466		817		33	
東 旭 市	旭 川 市			734	964		1,164		123	
東 旭 市	旭 川 市			1,282	733		499		53	
東 旭 市	旭 川 市			1,525	623		484		30	
東 旭 市	旭 川 市			948	539		563		47	
東 旭 市	旭 川 市			9,199	6,343		7,663		525	
東 旭 市	旭 川 市			44,957	24,424		39,731		3,417	
東 旭 市	旭 川 市			74,472	47,420		66,029		6,675	

第 三 区

5	6	7	有 効 投 票	無効投票	合 計
谷 内 盛 治	館 、 俊 三	曾 田 玄 陽			
246	5,598	2,620	24,729	103	24,832
241	6,791	2,042	23,712	127	23,839
274	9,114	2,073	24,495	111	24,606
210	8,081	2,007	25,215	91	25,306
971	29,584	8,742	98,151	432	98,583
34	719	588	6,852	75	6,927
39	412	631	4,665	41	4,706
15	440	318	2,880	19	2,899
14	974	2,042	4,630	23	4,653
50	2,359	1,679	9,183	57	9,240
24	681	770	3,693	19	3,717
44	1,591	907	5,574	18	5,592
38	1,995	590	5,519	44	5,563
24	379	206	3,569	18	3,587
9	175	213	2,858	30	2,888
5	285	276	3,321	47	3,368
4	85	146	1,243	14	1,257
7	262	211	2,814	27	2,841
4	195	178	2,070	19	2,089
5	285	166	1,708	3	1,711
21	318	169	2,617	21	2,638
42	1,693	619	7,923	68	7,991
132	2,637	986	9,499	81	9,580
199	2,069	775	5,595	53	5,648
710	17,534	11,472	86,213	677	86,890
31	1,615	658	5,288	47	5,335
20	1,283	650	4,855	69	4,924
20	924	603	4,011	35	4,046
10	473	545	3,295	21	3,316
16	548	399	2,661	30	2,691
7	282	70	2,613	25	2,638
8	372	114	3,081	15	3,096
18	281	348	2,052	19	2,071
39	906	812	4,296	37	4,333
41	960	807	4,776	32	4,800
210	7,644	5,006	36,928	330	37,258
920	25,178	16,478	123,141	1,007	124,148
1,891	54,762	25,220	221,292	1,439	222,731

開票区	候補者氏名	番号	1	2	3	4
			平 塚 常次郎	川 村 善八郎	田 中 正 巳	城 三 丘
函 館 市	I		9,672	1,425	4,608	560
	II		7,457	1,191	5,403	587
	III		6,524	999	4,965	546
	IV		7,484	1,058	5,828	547
市 計			31,137	4,673	20,804	2,240
松 前 町			775	1,990	2,726	20
稲 島 町			701	812	2,015	55
知 内 村			523	455	1,111	18
木 古 内 町			506	431	623	40
上 磯 町			2,242	1,102	1,677	74
大 野 町			599	514	1,067	38
七 飯 町			1,245	622	1,111	54
亀 田 村			1,334	616	870	76
銭 亀 沢 村			1,271	1,257	333	99
戸 井 村			402	1,541	240	278
尻 岸 内 村			548	1,830	245	152
般 法 華 村			135	350	507	14
尾 札 部 村			435	1,294	562	43
臼 尻 村			437	1,016	227	13
鹿 部 村			261	778	210	3
砂 原 村			176	1,816	104	13
森 町			665	4,506	331	73
八 雲 町			968	3,021	1,658	97
長 万 部 町			502	960	1,036	54
渡 島 支 庁 計			13,725	24,905	16,653	1,214
江 差 町			852	869	1,078	185
上 ノ 国 村			663	937	1,277	25
厚 沢 部 村			275	588	1,543	58
乙 部 村			464	894	898	11
熊 石 村			288	711	656	43
大 成 村			270	862	1,112	10
奥 尻 村			235	953	1,371	28
瀬 棚 町			306	940	155	4
北 檜 山 町			503	954	1,070	12
今 金 町			477	990	1,476	25
檜 山 支 庁 計			4,333	8,698	10,636	401
支 庁 計			18,058	33,603	27,289	1,615
合 計			49,195	38,276	48,093	3,855

第 四 区

6 山 中 日 露 史	7 村 上 由	8 篠 田 弘 作	有 効 投 票	無効投票	合 計
3,320	1,097	6,522	45,722	347	46,069
639	319	3,879	21,067	101	21,168
598	729	3,945	34,625	268	34,893
645	422	5,173	28,094	198	28,292
395	560	2,478	20,402	166	20,568
585	591	3,785	23,234	234	23,468
28,412	927	1,605	52,859	214	53,073
10,308	305	9,558	22,801	121	22,922
44,903	4,950	36,945	248,804	1,649	250,453
37	23	734	3,340	22	3,362
534	197	1,480	10,768	65	10,833
175	34	695	3,285	17	3,302
117	181	753	6,273	49	6,322
246	263	1,597	11,274	58	11,332
210	345	1,367	11,692	126	11,818
275	177	3,714	11,540	47	11,587
24	56	940	3,752	18	3,770
24	30	1,016	3,341	33	3,374
219	292	2,581	15,009	164	15,173
822	83	1,250	5,316	27	5,343
591	41	1,803	6,321	54	6,375
1,021	70	2,009	9,712	48	9,760
50	53	1,379	3,425	28	3,453
26	28	829	2,589	14	2,603
67	60	1,844	5,309	33	5,342
105	109	919	5,731	21	5,752
25	17	1,560	3,747	22	3,769
16	36	1,300	2,811	15	2,826
36	34	503	3,179	14	3,193
10	13	422	1,558	17	1,575
26	21	758	2,733	19	2,752
10	47	1,514	2,971	19	2,990
17	13	1,155	2,721	20	2,741
95	94	1,620	7,464	61	7,525
119	41	1,403	4,500	23	4,523
4,897	2,358	35,145	150,361	1,034	151,395
1,127	27	1,184	4,124	27	4,151
1,237	44	831	3,753	44	3,797
172	23	578	1,673	7	1,680
481	13	338	1,463	12	1,475
1,218	31	1,001	3,353	20	3,373
2,300	63	4,183	10,197	59	10,256
5,639	169	1,239	11,125	74	11,199
944	42	1,092	3,620	26	3,646
485	61	986	3,030	20	3,050
1,546	77	338	2,888	18	2,906
641	51	1,231	4,278	31	4,309
590	73	885	3,758	44	3,802
788	53	1,050	3,505	31	3,536
17,168	727	14,936	56,767	413	57,180
362	20	339	1,690	13	1,703
1,214	46	1,197	4,922	39	4,961
1,378	145	2,247	6,459	31	6,490
558	61	1,156	3,383	25	3,408
1,822	164	2,345	6,997	33	7,030
987	40	1,293	4,201	37	4,238
2,198	478	2,491	8,414	42	8,456
934	253	1,612	4,063	22	4,085
897	51	1,434	3,779	23	3,802
10,350	1,258	14,114	43,908	265	44,173
32,415	4,343	64,195	251,036	1,712	252,748
77,318	9,293	101,140	499,840	3,361	503,201

第 五 区

6	7	8	9	有 効 投 票	無 効 投 票	合 計
松 田 鉄 藏	伊 藤 郷 一	日 光 福 治	中 山 正 男			
607	1,163	687	690	40,664	253	40,917
1,066	16,715	1,727	1,148	45,397	206	45,603
1,778	1,983	445	526	10,634	125	10,759
8,083	631	3,389	1,546	25,602	114	25,716
3,600	706	680	5,426	16,748	56	16,804
7,294	138	611	896	15,007	79	15,086
22,428	21,536	7,539	10,232	154,052	833	154,885
111	178	153	123	9,615	49	9,664
33	83	60	48	4,022	30	4,052
16	208	52	34	4,015	25	4,040
48	315	114	164	4,662	31	4,693
86	307	197	117	5,435	36	5,471
32	498	83	78	6,381	45	6,426
47	89	205	56	7,202	86	7,288
5	22	32	12	2,240	21	2,261
164	535	24	20	2,644	23	2,667
108	15	17	28	1,456	13	1,469
108	252	48	37	4,597	31	4,628
388	97	67	42	4,388	45	4,433
47	304	318	72	7,400	48	7,448
40	394	163	91	6,424	47	6,471
31	157	93	26	4,164	19	4,183
536	1,081	132	62	6,692	42	6,734
293	560	297	84	7,049	38	7,087
276	153	52	38	3,530	30	3,560
71	266	104	83	5,663	28	5,691
2,440	5,514	2,211	1,215	97,579	687	98,266
155	1,300	72	245	2,979	26	3,005
807	2,111	250	140	6,175	39	6,214
416	1,431	155	167	4,159	26	4,185
245	2,279	303	161	5,767	46	5,813
320	1,743	182	160	4,552	24	4,576
351	1,750	378	150	8,035	61	8,096
66	841	160	36	1,809	24	1,833
30	3,324	276	75	7,023	23	7,046
33	1,266	130	75	4,136	55	4,191
2,423	16,045	1,906	1,209	44,635	324	44,959
629	417	70	47	1,840	20	1,860
1,286	4,697	214	443	6,677	37	6,714
358	1,401	116	189	4,706	30	4,736
432	800	41	113	2,784	24	2,808
722	495	43	57	1,900	26	1,926
3,427	4,810	484	849	17,907	137	18,044
715	60	100	482	2,352	15	2,367
1,526	326	177	348	3,878	22	3,900
600	1,108	401	1,950	10,694	51	10,745
657	226	432	1,216	5,741	40	5,781
2,091	388	371	1,007	6,502	46	6,548
615	736	164	555	4,044	26	4,070
1,007	464	168	724	4,180	16	4,196
2,237	88	180	161	4,018	30	4,048
1,322	119	251	532	4,246	20	4,266
1,081	45	388	296	4,980	19	4,999
949	159	397	2,447	7,658	48	7,706
1,710	89	326	1,026	6,341	47	6,388
1,027	161	198	742	3,719	41	3,760
1,502	22	142	134	3,018	19	3,037
2,258	147	377	1,063	7,486	28	7,514
1,110	21	127	166	3,249	29	3,278
503	25	82	115	2,010	21	2,031
1,855	75	117	969	4,486	15	4,501
2,033	54	135	1,001	5,066	66	5,132
1,780	97	166	549	5,297	33	5,330
1,430	78	90	217	3,605	28	3,633
658	18	21	62	1,810	21	1,831
1,975	42	99	160	3,905	34	3,939
30,641	4,548	4,909	15,922	108,285	715	109,000
38,931	30,917	9,510	19,195	268,406	1,863	270,269
61,359	52,453	17,049	29,427	422,458	2,696	425,154

第二十八通常国会の展望

第二十八通常国会は昨年十二月二十日召集、本年一月二十五日再開されたが、四月二十五日憲政史上異例の与野党話し合いによる解散により閉幕した。

今国会は、特に与野党が鋭く対立するような法案が少なかったのと解散気構えが濃厚であつたためか、比較的平静な審議が行われ、政府提出法案一五九件中一四四件が成立した。

成立した法案中には都道府県議会議員の選挙区の改正を含む公職選挙法の改正の外重要法案としては、防衛関係の二法、あつせん収賄罪を規定した刑法の改正や、道路整備緊急措置法、また与論の批判をあびた恩給法の改正案等があり、他方審議未了となつた法案には、経済基盤強化資金及び特別法人基金法案（いわゆる四百三十六億円のタナ上げ法案）、最低賃金法案、国民健康保険法案などの重要法案があつた。また地方行政関係として自治庁が提出した九件の法案中「地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案」が審査未了となつたほかは、その全部が成立した。

条約及び法律案等の審議結果は次のとおり。

一 承認された条約

番号	条約名	承認	
		衆議院	参議院
一	日本国とソヴェエト社会主義国連邦との間の通商に関する条約の締結についての承認を求める件	二、二八	三、一九
二	日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の締結について承認を求める件	三、一四	四、四
三	日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定の締結について承認を求める件	三、一四	四、四

四	旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に關する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書の締結について承認を求める件	三、一四	四、四
五	日本国とバキスタンとの間の文化協定の締結について承認を求める件	三、三	二、一九
六	日本国とエチオピアの間の友好条約の締結について承認を求める件	三、三	二、一九
七	政府間海事協議機関条約の締結について承認を求める件	三、一一	二、一九
八	通商に關する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求める件	三、二六	三、一二
九	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に關する条約の締結について承認を求める件	三、二八	四、一一
一〇	千九百五十七年十月三日にオタワで作成された万国郵便条約及び關係諸約定の締結について承認を求める件	四、一〇	四、一八

二 承認案（三件）

- 1 公営住宅法第六條第三項の規定に基き、承認を求める件（承認第一号）
- 2 放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求める件（承認第二号）
- 3 地方自治法第五十條第六項の規定に基き、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求める件（承認三号）

三 承諾案（七件）

- 1 昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書（その2）
- 2 昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書（その2）
- 3 昭和三十一年度特別会計予算総則第十條に基く使用総調書
- 4 昭和三十一年度特別会計予算総則第十一條に基く使用総調書
- 5 昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書（その1）
- 6 昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書（その1）
- 7 昭和三十一年度特別会計予算総則第十三條に基く使用総調書

四 予 算 案 (七件)

- 1 昭和三十一年度一般会計予算補正 (第二号)
- 2 昭和三十一年度特別会計予算補正 (特第四号)
- 3 昭和三十一年度一般会計予算補正 (第三号)
- 4 昭和三十一年度特別会計予算補正 (特第五号)
- 5 昭和三十一年度一般会計予算
- 6 昭和三十一年度特別会計予算
- 7 昭和三十一年度政府関係機関予算

五 決 議 案 (十七件)

- 可決されたもの (六件)
- 1 原水爆実験禁止に関する決議 (川島正次郎ほか六名提出)
 - 2 原水爆実験禁止に関する決議 (寺本広作ほか十七名提出) (決議第六号)
 - 3 漁港の整備促進等に関する決議 (山村新治郎ほか三名提出)
 - 4 第十八回国際オリンピック大会東京招致に関する決議 (福田篤泰ほか三十四名提出)
 - 5 九州地方開発に関する決議 (小沢佐重喜ほか九十二名提出)
 - 6 第十八回国際オリンピック大会東京招致に関する決議 (石井桂ほか二十一名提出)
- 否決されたもの (二件)
- 1 衆議院解散要求に関する決議 (浅沼稲次郎ほか三名提出) (第二号)
 - 2 大蔵大臣一万田尚登君不信任決議 (浅沼稲次郎ほか三名提出) (第五号)
- 撤回されたもの (一件)
- 1 核実験禁止に関する決議 (羽生三七ほか四名提出) (第三号)
- 審議未了となつたもの (八件)
- 1 国際労働条約第八十七号批准に関する決議 (藤田藤太郎ほか六名提出) (第一号)
 - 2 日本の非核武装に関する決議 (曾根益ほか四名提出) (第四号)
 - 3 沖縄施政権の返還に関する決議 (森元治郎ほか四名提出) (第五号)
 - 4 日本の非核武装に関する決議 (浅沼稲次郎ほか四名提出) (第六号)

- 5 沖縄及び小笠原の施政権返還に関する決議 (浅沼稲次郎ほか四名提出) (第七号)
- 6 第四次日中貿易協定の実施に関する決議 (浅沼稲次郎ほか四名提出)
- 7 国際労働条約第八十七号批准に関する決議 (浅沼稲次郎ほか五名提出)
- 8 岸内閣不信任決議 (浅沼稲次郎ほか四名提出)

六 法 律 案

備考 カッコ内の数字は前国会よりの継続審査法律案数
内閣提出の部

提出区分	法律案数	成 立	廃棄となつたもの	同 上 内 訳	
				撤回	議決不要審査未了
内 閣	一五九(六)	一四四(一)	一五(五)	(四)	一五(二)
衆議院議員	二七(四)	一一(三)	一五(三)	一(五)	(三) 一四(三)
参議院議員	一九(五)	三(一)	一五(四)	四	一一(四)
計	二〇五(五)	一五九(五)	四五(七)	五(九)	(三) 四一(五)

提出番号	法 律 案 名	成立月日	公 布	
			月 日	法律番号
一	製造たばこの定価の決定又は改正に関する法律の一部を改正する法律	三、一九三、二四		一五
二	たばこ専売法の一部を改正する法律	四、四、四、七		五五
三	日本開発銀行法の一部を改正する法律	四、二五、二八		一〇四
四	昭和二十八年年度から昭和三十一年年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律	三、一九三、二四		一三

五	昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律	二、二八	三、一	四
六	開拓融資保証法の一部を改正する法律	三、一二	四、一	四五
七	捕獲漁獲所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律	二、一九二、二四		二
八	所得税法の一部を改正する法律	三、三一三、三一		三九
九	法人税法の一部を改正する法律	三、三二三、三一		四〇
一〇	酒税法の一部を改正する法律	三、三一三、三一		四一
一一	水防法の一部を改正する法律	三、七三、一五		八
一二	銃砲刀剣類等所持取締法	三、六三、一〇		六
一三	外国人登録法の一部を改正する法律	二、一九二、二六		三
一四	補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律	三、三一三、三一		三一
一五	食糧管理特別会計法の一部を改正する法律	三、二八三、二九		二四
一六	食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計から繰入金に関する法律	三、二八三、二九		二三
一七	国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律	三、一四三、二四		一二
一八	関税法の一部を改正する法律案	審査未了		
一九	国立学校設置法の一部を改正する法律	三、三一三、三一		二八
二〇	予防接種法の一部を改正する法律	四、九四、一九		六六

二一	郵便為替法の一部を改正する法律	四、一六四、二二		七四
二二	郵便振替貯金法の一部を改正する法律	三、二七三、三一		二六
二三	郵便切手類売さばき所及び印紙さばき所に関する法律の一部を改正する法律	三、一四三、二〇		一一
二四	公衆電気通信法の一部を改正する法律	四、二三	五、六	一三七
二五	計量法の一部を改正する法律	四、一〇四、一五		六一
二六	旅館業法の一部を改正する法律	三、二七三、三一		二五
二七	警察法等の一部を改正する法律	三、二四三、二六		一九
二八	遺失物法等の一部を改正する法律	三、六三、一〇		五
二九	漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与のための一般会計から繰入金に関する法律	三、一九三、二四		一四
三〇	狩猟法の一部を改正する法律	三、二七	四、一	五一
三一	外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案	審査未了		
三二	防衛庁設置法の一部を改正する法律	四、二五五、二三		一六三
三三	自衛隊法の一部を改正する法律	四、二五五、二三		一六四
三四	社会福祉事業法の一部を改正する法律	四、一	四、一	四四
三五	簡易生命保険法の一部を改正する法律	三、一四三、二〇		一〇
三六	文部省設置法の一部を改正する法律	四、二四五、一〇		一一三

三七	厚生省設置法の一部を改正する法律	四、二五	五、二	一三一
三八	青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律	四、二三五、一〇	一四四	
三九	日本労働協議会法	四、二五	五、二	一三二
四〇	内閣法の一部を改正する法律	四、二四四、二八	九七	
四一	在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律	二、一九二、二一	一	
四二	国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律	四、二四	五、一	一一〇
四三	関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律	三、三一一、三一	四二	
四四	臨時肥料供給安定法の一部を改正する法律	四、二三四、二六	九二	
四五	経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金及び特別の法人の基金に関する法律案	審査未了		
四六	母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律	四、一六	五、一	一一二
四七	自治庁設置法の一部を改正する法律	四、二四	五、七	一四一
四八	奄美郡島復興特別措置法の一部を改正する法律	三、一二	四、一	四六
四九	航空法の一部を改正する法律	四、四四、一五	六三	
五〇	売春防止法の一部を改正する法律	三、一九三、二五	一六	
五一	婦人補導院法	三、一九三、二五	一七	
五二	科学技術庁設置法の一部を改正する法律	四、二二五、一五	一五三	

五三	統計法等の一部を改正する法律	四、二二四、三〇	一〇五	
五四	経済企画庁設置法の一部を改正する法律	四、二五	五、一	一一二
五五	身体障害者福祉法の一部を改正する法律	三、二八三、三一	二九	
五六	児童福祉法の一部を改正する法律	四、一八	五、一	一二〇
五七	最低賃金法案	審査未了		
五八	租税特別措置法の一部を改正する法律	三、三一一、三一	三八	
五九	企業合理化促進法の一部を改正する法律	三、三一一、三一	三三	
六〇	北海道地下資源開発株式会社法	四、二五五、一五	一五七	
六一	証人等の被害についての給付に関する法律	四、二二四、三〇	一〇九	
六二	義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律	四、二三	五、六	一三六
六三	盲学校、ろう学校及び養護学校への奨励に関する法律の一部を改正する法律	四、二三四、二八	一〇二	
六四	農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律	三、七三、一三	七	
六五	開拓資金融通法の一部を改正する法律	三、一二三、一八	九	
六六	漁業制度調査会設置法	四、一六五、一〇	一四六	
六七	輸出保険法の一部を改正する法律	四、一〇四、一五	五九	
六八	国立競技場法	三、二四三、二七	二〇	

六九	通商産業省設置法の一部を改正する法律	四、二三五、二〇	一五九
七〇	企業担保法	四、一八四、三〇	一〇六
七一	日本電信電話公社の一部を改正する法律	四、二五五、六	一三九
七二	公営企業金融公庫法の一部を改正する法律	三、二八四、一	四九
七三	理化学研究所法	四、一八四、二四	八〇
七四	外務省設置法の一部を改正する法律	四、二五五、一〇	一四五
七五	在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律	三、二八三、三一	二七
七六	地すべり等防止法	三、三一三、三一	三〇
七七	科学技術会議設置法案	審査未了	
七八	皇室経済法施行法の一部を改正する法律	四、一五四、二一	六七
七九	憲法調査会法の一部を改正する法律案	審査未了	
八〇	行政機関職員定員法の一部を改正する法律	四、二四五、一	一一一
八一	裁判所職員定員法の一部を改正する法律	四、二四五、一	一一五
八二	厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律	三、二八三、三一	三二
八三	総理府設置法の一部を改正する法律	四、二四五、一五	一五二
八四	法務省設置法の一部を改正する法律	四、二五五、一五	一五四

八五	交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律	四、二一五、一	一一八
八六	道路整備特別会計法	三、三一三、三一	三五
八七	日本育英会法の一部を改正する法律	四、一八四、二五	八三
八八	日本貿易振興会法	四、二四四、二六	九五
八九	日本道路公団法の一部を改正する法律	三、三一三、三一	三七
九〇	瀬余価格安定法の一部を改正する法律	三、一九三、二五	一八
九一	糸備安定特別会計法の一部を改正する法律	三、三一四、一	四七
九二	たばこ専売法の一部を改正する法律	四、二一四、二二	六九
九三	職業訓練法	四、二二五、二	一三三
九四	恩給法等の一部を改正する法律	四、二四五、一	一二四
九五	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律	四、二五五、一	一二五
九六	相続税法の一部を改正する法律	四、二五四、二八	一〇〇
九七	道路法の一部を改正する法律	三、三一三、三一	三六
九八	道路整備緊急措置法	三、三一三、三一	三四
九九	地方税法の一部を改正する法律	四、四四五、五	五四
一〇〇	農業協同組合法の一部を改正する法律	三、一一三、二七	二一

一〇一	中小企業信用保険公庫法	四、二三	四、二六	九三
一〇二	農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律	四、二三	五、一	一二二
一〇三	日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律	四、二三	五、一〇	一四九
一〇四	中小企業金融公庫法の一部を改正する法律	四、一八	四、二三	七七
一〇五	地方交付税法の一部を改正する法律	四、一八	五、一	一一七
一〇六	合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律	三、二八	四、一	五〇
一〇七	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律	四、二四	五、一	一二六
一〇八	建設省設置法の一部を改正する法律	四、二四	五、一	一一四
一〇九	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律	四、二三	四、二五	八七
一一〇	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律	四、二二	四、二五	八六
一一一	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律	四、二二	四、二五	八八
一一二	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律	四、二二	四、二五	八九
一一三	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律	四、二二	四、二五	九〇
一一四	市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案	審査未了		
一一五	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律	四、二三	五、一	一一六
一一六	酪農振興基金法	四、一一	四、二二	七三

一一七	中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律	四、二三	四、二六	九四
一一八	放送法の一部を改正する法律案	審査未了		
一一九	電波法の一部を改正する法律	四、二三	五、六一	一四〇
一二〇	学校保健法	四、四四	一〇	五六
一二一	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律	三、二八	四、二一	六八
一二二	工業用水道事業法	四、一六	四、二五	八四
一二三	海難審判法の一部を改正する法律	三、二八	四、五	五二
一二四	訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律	四、二四	五、一	一二七
一二五	お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案	審査未了		
一二六	郵政省設置法の一部を改正する法律案	審査未了		
一二七	計量単位の一に伴う関係法律の整備に関する法律	四、一〇	四、一五	六二
一二八	電話加入権費に関する臨時特例法	四、二三	五、六一	一三八
一二九	農林漁業団体職員共済組合法	三、三一	四、二八	九九
一三〇	農林省設置法の一部を改正する法律	四、二五	五、一三	一五一
一三一	刑法の一部を改正する法律	四、二二	四、三〇	一〇七
一三二	刑事訴訟法の一部を改正する法律	四、二二	四、三〇	一〇八

一三三	外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律	四、二二五、一五	一五六
一三四	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律	四、一七四、二五	八二
一三五	運輸省設置法の一部を改正する法律	四、二五五、二四	一六五
一三六	国民健康保険法案	審査未了	
一三七	中央卸売市場法の一部を改正する法律	四、一五五、一一三	
一三八	義務教育諸学校施設費国庫負担法	四、一八四、二五	八一
一三九	森林開発公団法の一部を改正する法律	四、八四、一五	六〇
一四〇	地方自治法の一部を改正する法律	四、四四、五	五三
一四一	放射線障害防止の技術的基準に関する法律	四、二二五、二一	一六二
一四二	農業改良助長法の一部を改正する法律	三、三一四、一五	五八
一四三	学校教育法等の一部を改正する法律案	審査未了	
一四四	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案	審査未了	
一四五	分収造林特別措置法	四、八四、一五	五七
一四六	下水道法	四、一八四、二四	七九
一四七	新市町村建設促進法の一部を改正する法律	三、二八三、二九	二二
一四八	石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律	四、一六四、二六	九六

衆議院議員提出の部

提出番号	法律案名	成立月日	公布
一四九	地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案	審査未了	
一五〇	公職選挙法の一部を改正する法律	四、二二四、二二	七五
一五一	国家公務員共済組合法	四、一八	
一五二	国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律	四、一八	
一五三	航空機工業振興法	四、二四五、一〇	一五〇
一五四	国民健康保険法施行法案	審査未了	
一五五	失業保険法の一部を改正する法律	四、二五五、一〇	一四八
一五六	首都圏市街地開発区域整備法	四、二三四、二八	九八
一五七	国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法	四、二五	
一五八	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律	四、二五五、二〇	一六一
一五九	地方鉄道軌道整備法の一部を改正する法律	四、二一五、二〇	一六〇
一	地すべり等による災害の防止等に関する法律案（井出以誠君外二十五名）	撤回（三、二七）	
二	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（額綱弥三君外十六名）	審査未了	

三	衛生検査技師法（八田貞義君外三十八名）	四、一〇四、二三	七六
四	夜間手当等に対する所得税の特例に関する法律（横山利秋君外十三名）	審査未了	
五	租税特別措置法の一部を改正する法律案（平岡忠次郎君外十三名）	審査未了	
六	学校教育法の一部を改正する法律案（小牧次生君外二名）	審査未了	
七	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案（横山利秋君外十三名）	審査未了	
八	あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（野沢清人君外七名）	四、一六四、二三	七一
九	議院法制局法の一部を改正する法律（議院運営委員長）	三、三一四、一四三	
一〇	裁判官弾劾法の一部を改正する法律（議院運営委員長）	三、三一四、一四八	
一一	公職選挙法の一部を改正する法律案（島上善五郎君外八名）	審査未了	
一二	地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案（中井徳次郎君外十一名）	審査未了	
一三	国会議員互助年金法（議院運営委員長）	四、一六四、二三	七〇
一四	医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律（野沢清人君外七名）	四、二三五、一一一九	
一五	国民年金法案（八木一男君外十六名）	審査未了	
一六	駐留軍関係離職者等臨時措置法（内閣委員長）	四、一八五、一七一五八	
一七	台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（小沢佐重喜君外九十一名）	四、一六四、二二二	七二
一八	国会法等の一部を改正する法律（議院運営委員長）	四、一六四、一八六五	

一九	水洗炭業に関する法律（宮橋渡君外二十六名）	四、二四五、二一三四	
二〇	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（議院運営委員長）	四、二三四、二五八五	
二一	農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（渡海元三郎君外五名）	四、二三四、二八一〇三	
二二	行政書士法の一部を改正する法律案（木嶋茂男君外八名）	審査未了	
二三	健康保険法の一部を改正する法律案（野沢清人君外六名）	審査未了	
二四	家族計画の普及促進に関する法律案（福田昌子君外十四名）	審査未了	
二五	国家公務員法等の一部を改正する法律案（石橋政嗣君外九名）	審査未了	
二六	地方公務員法の一部を改正する法律案（門司亮君外十一名）	審査未了	
二七	水質汚濁防止法案（中村英男君外十三名）	審査未了	

参議院議員提出の部			
提出番号	法律案名	成立月日	公布番号
一	公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する法律案（松永忠三君外二名）	審査未了	
二	労働基準法等の一部を改正する法律案（藤田藤太郎君外六名）	撤回（四、二三）	
三	けい、肺及び外傷性せき、肺障害に関する特別保護法の一部を改正する法律案（大矢正君外六名）	撤回（四、二三）	
四	へき地教育振興法の一部を改正する法律案（秋山長造君外二名）	撤回（四、一七）	

五	高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（吉田法晴君外二名）	審査未了	
六	著作権法の一部を改正する法律（野本吉吉君外三名）	四、二三五、一五一五五	
七	学校教育法等の一部を改正する法律案（松永忠二君外二名）	審査未了	
八	公立の高等学校の夜間課程の教職員に対する夜間勤務手当の支給に関する法律案（吉田法晴君外二名）	審査未了	
九	養育振興法案（小山邦太郎君外三十五名）	審査未了	
一〇	保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休暇中における代替要員の確保に関する法律案（片岡文重君外九名）	審査未了	
一一	女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案（高田なほ子君外二名）	審査未了	
一二	産業教育振興法の一部を改正する法律案（竹中勝男君外二名）	審査未了	
一三	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（千乗信君外八名）	審査未了	
一四	母子福祉法案（山下義信外六名）	審査未了	
一五	調理師法（草葉隆四君外四名）	四、二四五、一〇一四七	
一六	へき地教育振興法の一部を改正する法律（秋田長造君外二十一名）	四、二三四、二八一〇一	
一七	労働基準法の一部を改正する法律案（藤田藤太郎君外六名）	審査未了	
一八	けい肺及び外傷性せき喘瘴雪の療養等に関する臨時措置法（草葉隆四君外六名）	四、二四五、七一四三	
一九	結核医療法案（坂本昭君外七名）	審査未了	

第二十七国会提出継続法律案
衆議院議員提出の部

提出 番号	法 律 案 名	成立月 日	公 布
二	駐留軍関係難聴者等臨時措置法案（石橋政嗣君外二十三名）	撤回（四、八）	
三	昭和三十三年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案（平岡忠次郎君外十三名）	審査未了	
四	公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案（八木一男君外十五名）	審査未了	
五	地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案（八木一男君外十五名）	審査未了	
六	国又は地方公共団体が失業対策事業のため雇出した職員に対する期末手当に関する法律案（稲富稔人君外十四名）	審査未了	
一〇	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（稲富稔人君外十四名）	審査未了	
一一	寄附募集の規制に関する法律案（北山愛郎君外十名）	審査未了	

第二十六通常国会提出継続法律案
内閣提出の部

提出 番号	法 律 案 名	成立月 日	公 布
八九	裁判所法等の一部を改正する法律案	審査未了	
一五〇	預金保障基金法案	審査未了	
一五一	金融機関の経営保全等のための特別措置に関する法律案	審査未了	

一五五	防衛庁設置法の一部を改正する法律	四、一八四、二四	七八
一五七	小売商業特別法案	審査未了	

衆議院議員提出の部

提出 番号	法 律 案 名	成立月日	公 布
三	最低賃金法案（和田博雄君外十六名）	議決不要（四、二三）	月 日 法律 番号
四	家内労働法案（和田博雄君外十六名）	議決不要（四、二三）	
五	中小企業の産業分野の確保に関する法律案 （水谷長三郎君外二十三名）	審査未了	
六	商業調整法案（水谷長三郎君外二十三名）	審査未了	
一一	物品税法を廃止する法律案（春日一幸君外十二名）	審査未了	
一二	酒税法の一部を改正する法律案（平岡忠次郎君外十二名）	撤回（三、一一）	
一五	違憲裁判手続法案（鈴木茂三郎君外十四名）	審査未了	
一六	裁判所の一部を改正する法律案（鈴木茂三郎君外十四名）	審査未了	
一八	市町村立学校職員給与負担法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（平田ヒデ君外二名）	審査未了	
二〇	入場税法の一部を改正する法律（大蔵委員長）	四、二二四、二六	九一
二二	公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案（桜井奎夫君外三名）	審査未了	

二三	憲法調査会法を廃止する法律案（浅沼稻次郎君外七名）	審査未了	
二七	刑法の一部を改正する法律案（鈴木茂三郎君外十二名）	審査未了	
三〇	中小企業に対する官公需の確保に関する法律案（水谷長三郎君外十三名）	審査未了	
三一	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（水谷長三郎君外十三名）	審査未了	
三二	百貨店法の一部を改正する法律案（水谷長三郎君外十三名）	審査未了	
三四	たばこ耕作組合法（竹山裕太郎君外三十五名）	四、一一五、二二三五	
三五	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（石田有全君外四名）	審査未了	
三八	港湾運送事業法の一部を改正する法律案（山口太一郎君外十四名）	審査未了	
四一	病理細菌検査技師法案（八田貞義君外二十二名）	撤回（三、三）	
四三	角膜移植に関する法律（中山マサ君外三十九名）	四、四四、一七	六四
四六	租税特別措置法の一部を改正する法律案（平岡忠次郎君外十三名）	審査未了	
四七	原子力委員会設置法の一部を改正する法律案（岡良一君外八名）	審査未了	
四八	地区衛生組織の育成に関する法律案（加藤録五郎君外二十二名）	審査未了	

参議院議員提出の部

提出 番号	法 律 案 名	成立月日	公 布
二	恩赦法の一部を改正する法律案（高瀬莊太郎君外四名）	審査未了	月 日 法律 番号

五	公共企業等労働関係法等の一部を改正する法律案（千葉信君外十名）	審査未了		
七	電波法の一部を改正する法律案（新谷寅三郎君外五名）	審査未了		
八	郵政事業職員等共済組合法案（横川正市君外十四名）	審査未了		
一〇	恩給法第十一条第一項等の金銭機関を定める法律案（田畑金光君外四名）	審査未了		
一二	公営住宅法の一部を改正する法律案（田中一君外二名）	審査未了		
一二	住宅公社法案（田中一君外二名）	審査未了		

第二十四通常国会提出継続法律案

内閣提出の部

提出番号	法律案名	成立月日	公布	法律番号
一四八	採取貴金屬等の処理に関する法律案	審査未了		
一五七	大蔵省設置法の一部を改正する法律案	審査未了		
一五八	財政法の一部を改正する法律案	審査未了		
一五九	国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案	審査未了		
一六二	国家公務員法の一部を改正する法律案	審査未了		
一六六	内政省設置法案	撤回（三、二〇）		
一六七	経済企画庁設置法の一部を改正する法律案	審査未了		

一六八	北海道開発庁設置法案	撤回（四、四）		
一六九	会計法の一部を改正する法律案	審査未了		
一七〇	内政省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案	撤回（三、二〇）		
一七二	北海道開発庁設置法施行法案	撤回（四、四）		

衆議院議員提出の部

提出番号	法律案名	成立月日	公布	法律番号
四	日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案（八木一男君外十二名）	議決不要（四、一〇）		
八	国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案（山崎始男君外六名）	審査未了		
一七	外資に関する法律の一部を改正する法律案（春日一幸君外十二名）	審査未了		
一八	銀行法の一部を改正する法律案（春日一幸君外十二名）	審査未了		
二一	政治資金法の一部を改正する法律案（中村高一君外三名）	審査未了		
四八	昭和二十九年までの災害に係る農林水産業施設の災害復旧事業の実施についての善後措置に関する法律案（稲富稜人君外三十四名）	審査未了		
五四	北海道に在勤する者に支給される石炭手当等（節）に対する所得税の特例に関する法律案（横路節雄君外九名）	審査未了		
五八	労働者福祉施設資金の運用に関する法律案（岡良一君外十三名）	審査未了		
六六	衛生検査技師法案（福田昌子君外一名）	撤回（三、三）		

七〇	母子年金法案（長谷川保君外十六名）	撤回（四、九）
----	-------------------	---------

参議院議員提出の部

提出番号	法律案名	成立月日	公布法律番号
一	国務大臣の私企業への関与の制限に関する法律案（八木幸吉君外三名）	審査未了	
三	刑法等の一部を改正する法律案（高田なほ子君外七名）	審査未了	
二	労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（重盛寿治君外四名）	審査未了	
一三	慰労年金法案（竹中勝男君外五名）	審査未了	

第二十二特別国会提出継続法律案

参議院議員提出の部

提出番号	法律案名	成立月日	公布法律番号
九	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（山下義信君外一名）	審査未了	
二二	社会福祉事業等の施設に関する措置法（小林英三君外五名）	四、二五五、七、一四二	
二二	建設業法の一部を改正する法律案（小沢久太郎君外二名）	審査未了	
二六	幼児誘拐等処罰法案（中山福蔵君）	審査未了	

第一回定例道議会の議決を終了条例の公布調

件名	議決月日	公布月日
北海道議会議員の選挙区の合区に関する条例	三、一九	三、二〇
北海道税条例の一部を改正する条例	同	三、三一
北海道農産物受検条例の一部を改正する条例	三、三一	四、一二
北海道農業改良普及所条例	同	同
北海道高齢者福祉年金条例	同	同
北海道職員定数条例の一部を改正する条例	三、二九	同
北海道職員定数条例の一部を改正する条例	同	同
北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	同	同
北海道立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例	同	同
北海道教育養成所条例の一部を改正する条例	同	同
北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	同	同
北海道教員適性度検査手数料徴収条例	三、三一	同
銃砲刀剣類等所持取締法に基づく許可及び登録証の交付等手数料条例	同	同

北海道証明事務手数料徴収条例	三、二九	条例四、二一
公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	三、三一	同同 二四
北海道農家負債整理促進条例の一部を改正する条例	同	同同 二五
北海道立農業試験場分析手数料条例の一部を改正する条例	同	同同 二六
北海道管自転車競技条例の一部を改正する条例	同	同同 二七
北海道管札幌競輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例	同	同同 二八
北海道立地下資源調査所手数料条例	同	同同 二九
北海道立保育専門学院条例	同	同同 三〇
札幌医科大学条例の一部を改正する条例	同	同同 三一
食品の製造販売行商等衛生条例の一部を改正する条例	同	同同 三二
北海道立種畜場条例の一部を改正する条例	同	同同 三三
北海道立種畜場使用料及び手数料条例	同	同同 三四
北海道低位経済農漁家畜産振興条例	同	同同 三五
北海道立自然公園条例	同	同同 三六
北海道自然公園審議会条例	同	同同 三七
北海道警察組織条例の一部を改正する条例	三、二九	同同 三八

北海道警察組織条例の一部を改正する条例	三、三一	同同 三九
北海道立保健婦学院条例の一部を改正する条例	同	同同 四〇
北海道保健婦修学資金貸付条例の一部を改正する条例	同	同同 四一
北海道医業類似行為者講習会受講手数料条例	同	同同 四二
北海道議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例	四、七	同同 四三
北海道職員採用競争試験受験手数料条例の一部を改正する条例	三、三一	同同 四四
北海道税条例の一部を改正する条例	四、一二	同同 四五
北海道漁業協同組合整備促進条例の一部を改正する条例	四、一四	同同 四六
北海道沿岸漁家振興対策委員会条例	同	同同 四七
北海道沿岸漁家経済振興促進助成条例	同	同同 四八
北海道寒冷地農業振興対策委員会条例	四、一二	同同 四九



地方行政疑義問答集

懲罰について

① 懲罰の発議

懲罰動議に関する議長の職権発議の可否 (法一三五、一三七)

(昭和三一、九、二八 自丁行発第八二号)
(各都道府県総務部長宛 行政課長通知のうち)

問 地方自治法の改正によつて議員の懲罰は、議員定数の八分の一以上の発議を要することとなつたが、これとは別に議長において懲罰案件を提案することは許されないか。

答 法第百三十七条の規定に該当する場合を除き、お見込のとおり。

懲罰動議に関する議長の職権発議の可否 (法一三五、一三七)

(昭和三一、九、二八 自丁行発第八二号)
(各都道府県総務部長宛 行政課長通知のうち)

問 会議規則の定めるところにより、議長が職権で懲罰を議題とする場合は、法第百三十五条第二項の規定は適用されないものと解してさしつかえないか。
答 設問のように、議長がその職権で懲罰を議題とすることができるとする旨の規定を会議規則に定めることはできない。

侮辱を受けた議員の懲罰動議の提出 (法一三三、一三五)

(昭和三一、九、二八 自丁行発第八二号)
(各都道府県総務部長宛 行政課長通知のうち)

問 法第百三十三条の規定により侮辱を受けた議員が、議会に訴えて処分を求めるときは、法第百三十五条第二項の規定の適用はないものと思うがどうか。
答 お見込のとおり。

法第百三十七条の懲罰 (法一三七)

(昭和二九、五、一二 自丁行発第六九号)
(大分県総務部長宛 行政課長回答)

問 議員が正当な理由がなくて会議にながく欠席したため、議長が特に招状を発してもなおゆえなく出席しないので、法第百三十七条の規定により、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科せようとする場合
一 会議規則に右のような場合を規定した条項がないので、会議規則に關係なく地方自治法に直接基いて議決すれば、その議決は有効であると考えるがどうか。
二 まず会議規則に新たに右のような場合の手續を規定した上でなければ、法第百三十七条の規定の適用はできないか。
三 もし会議規則に新たに二の規定を要するとすれば、その規定は施行期日以前

の事実に対し拘束力を有するか。

答一 お見込のとおり。

二及び三 一により承知されたい。

② 懲 罰 事 由

議 員 の 除 名 (法一三四)

(昭和二七、九、三〇 自行行発第五〇号)
(愛知県総務部長宛 行政課長回答)

問 法第百三十五条の規定による除名は、次の理由で除名できるか。

1 議員として議会の決議を無視したこと。

2 議員にあるまじき言動があつたこと。

答 懲罰の事犯は原則として地方自治法又は会議規則(現行法では委員会に関する条例を含む)に違反する議会内における議員の行為に限られるものであり、これに該当するかどうかは具体的事情によつて判断すべきであつて、設問の事実のみでは判断しかねる。

議員の除名処分と会議規則の効力 (法一三四、一三五)

(昭和二三、七、九 自発第五二〇号)
(新潟県総務部長宛 自治課長回答)

問 村会議員が料理店で飲食して政令(七、五禁令)を犯し目下起訴中であるが村会において、右議員を除名処分に付すべく六月二十五日の村会において会議規則中懲罰に関する部分を

(一) 会議規則に違反したる者

(二) 村会の体面を害する言動ありたる者

(三) 占領目的を害する言動ありたる者

と改正決議し、同日からこれを適用させることにより当然法第百三十五条の適用をなしうるものとし、同会期中に前掲列举事項の一に該当するものとして同議員を除名処分に付したが、

一 右のように改正会議規則の効力発生前の事実(判決未確定)に対してまでもそ及して議員の身分に関するがごとき処分はできないものと認めてさしつかえないか。

二 仮にできるとしても会議規則は会議の合議体としての品位と秩序を重んずる等のための紀律であり、会議規則に違反したことを理由として懲罰に付することができる場合はもつぱら議場内における議員の言動に限るものと認められ、議場外における議員の言動に対し制裁を加えるがごとき議決ないし処分があつたとしても違法であり何らの法律的効果も生ぜず、当然無効と解してさしつかえないか。

三 若し違法であるとしても適法に議決が成立している以上当然無効でないとすれば、

1 村長は法第百七十六条によつて議会の議決がその権限を超えたものとして再議に付すべき事件に該当するものと認めてさしつかえないか。

2 本除名処分は、前述のように単なる除名理由を不当とするものとは異なるから、議員においても右無効の確證を求めるため裁判所に出訴できるものと認めてさしつかえないか。

答一 お見込のとおり。

二 当然無効ということとはできないが、議会の権限を超える議決である。

三 1 お見込のとおり。

2 法令に特別の定めがあるものの外、争訟の途はない。

議 長 の 懲 罰 (法一三四)

(昭和二四、一二、一 自行発第三六号)
(秋田県総務部長宛 行政課長回答)

問 議員一七人中一五人が、欠員の議長選挙を要求し、町村議会が開かれたが、当日の議会の議長(副議長)が町政の円滑を図るため議長選挙を満場一致で選挙を行うために選引したことを、議員が議員の多数(副議長一人を除き全員)の意思を無視したことを理由として懲罰(除名)に付したことは適法かどうか。

答 懲罰は議会自らの議決により科するものであるから法律又は会議規則の定に

従うものであるかぎり違法である。但し、いかなる程度の懲罰に付するのが適法かは具体的事情によつて決する外はない。

関係人が議員であつた場合の懲罰 (法一〇〇、一三二)

(昭和二六、三、一六 地自行政発第六二二号)
(札幌市議会事務局長宛 行政課長回答)

問 当市議会審査特別委員会に関係人の喚問をしたが、その者が議員であつた場合の発言が委員を侮辱し又は無礼の言葉を使用したとして、委員から所定の手続を経て懲罰要求があつた場合は、その関係人(その者が議員である)を懲罰の対象となるか。

答 懲罰の対象とはならないものと解する。

③ 懲罰と会期

懲罰事犯と会期 (法一〇九、一一九)

(昭和二六、一二、五 地自行政発第四〇三号)
(長崎県総務部長宛 行政課回答)

問 議会開会中会期の最終日(閉会寸前)に懲罰事犯が発生した場合、会期に余裕がないが、次の方法中いずれによるのが適当か。

- 一 会期の延長
- 二 その会期に懲罰を提議し、次会期に審議する。
- 三 会期不継続の原則により二は不適當と解すべきか。
- 四 常任委員会として懲罰委員会が設置されている場合、これに閉会中付託継続審議とし、次会期に懲罰を科することができるか。

答 一般には、懲罰は、その事犯の起つた会期中に処理すべきものであるから、設問のごとき場合には一、四いずれかの方法による外はないと考える。

開会中の委員会における懲罰事犯 (法一〇九、一三五)

(昭和三〇、一二、二三 自行政発第二〇二二号)
(北海道議会事務局長宛 行政課長回答)

問一 法第九十九条第五項の規定により閉会中付託事件を審査するため開かれた委員会において懲罰事犯があるとき、次の議会において法第三十三条の処分要求又は懲罰動議の提出をすることができるか。

二 その提出について、事犯のあつた日から三日以内の短期時効の定が会議規則にある場合、閉会中でも右の三日以内に要求又は動議を文書で議長に提出すればよいと解されるか。

答 法律上は閉会中開かれた委員会における事件でも懲罰事犯とはなりうるが、これに対する処分手続は、開会中の事犯と同様の取扱により議会の開会中でなければすることができない。したがつて、二については、閉会中はできない。

(注釈)

一 議員に対する懲罰は、議会が合議体であることの性質に於て、一定の紀律、品位及び秩序を保持して健全な議会運営を図ろうとするために行われるものであり、且つ、議会活動は、特別の場合を除き、当該議会の開会から閉会に至るまでの開会中に限られるものであることからすれば、或る会期中の懲罰事犯に対しては、次の会期後においては懲罰を科しえないとするのが一般原則である、従つて、当該会期における違反事件については、その会期中において措置し、素りに後会に持ちこたすべきではなく、また、前会期の違反事件を採り上げて懲罰を科すべきものでもなからう。

二 しかしながら、懲罰事犯の審査にあつては、如何なる懲罰を科すべきか違反事件の内容を慎重に審査し、その違反の軽重と科罰とは均衡をえ、妥当性のあることが要請される。従つて会期の終了に迫られて複雑な審査を基として科罰をすれば、かえつて被害を伴う慮もあるもので、かかる場合には会期を延長して会期中に措置するか、あるいは委員会に付託して閉会中継続して審査せしめるかのいずれかによらなければならぬまい。この場合、懲罰事犯については、次の会期において絶対に懲罰を科しえず、継続審査に付することはできないとする見解もあろうが、本件回答は、事犯に対する適格な懲罰を科

することが議会の健全な運用を図る上に必要であれば、一に述べた原則の例外として継続審査に対し、次の会期において懲罰を科することができるとするものであるから、いたずらに懲罰事件に継続審査を付するが如き運用はさなければならぬ。

三 継続審査に付された事件を審査する委員会の行為は、議会活動の一環であり、その委員会における違反行為は、議会の運営と全く関係のない議員の議会外の行為とは解されないから、懲罰事犯の対象となることに異論は存しない。しかしながら、議員に対する懲罰は議決によることを必要とされているので、閉会中における委員会における行為については、議会が存しないので議決を経ることができず、また、委員会における継続審査事件は特に付議された事件についてののみ審査するのであり、その審査に派生して生じた所問の如き違反事件の審査は、当該委員会の審査権限外にわたるものであるから、付議事件とともに後会に引継ぐことはできないこととなる。従つて、現実的には閉会中においては懲罰を科しえないこととなるからである。

議員の懲罰処分 (法一三五)

(昭和二五、一二、二七 自治発第三五七号)
秋田県議会事務局長宛 行政課長回答

問一 会議規則に「懲罰処分の要求は、懲罰事実のあつた日の翌日までに議会に提出しなければならない」との定がある場合、懲罰事実のあつた日の会議が散会され且つ翌日が休会であるときは、右期間内に議長に懲罰要求書を提出し、議長は最近の本会議に報告すれば、その期間内に議会に提出されたものであると解してさしつかえないか。

二 常任委員長に対する懲罰の要求は、議員である常任委員長に対する懲罰の要求であると解して取り扱つてさしつかえないか。

答一 さしつかえない。

二 お見込のとおり。

処分を求める時期 (法一三三)

(昭和二八、九、三〇 自治行発第二七七号)
小樽市議会議員長宛 行政課長回答

問 選挙において退場を命ぜられた議員から、第百三十三条により議長を処分せられたいと次の会期にいたり処分の要求がなされたが、このような要求は有効か。

答 設問の処分を要求した議員に対して退場命令のなされた日以降なお会期が存在する本件のごとき場合にあつては、次の会期において設問の処分の要求をすることはできないと解する。

懲罰事件の継続審査 (法一〇九、一一九)

(昭和三〇、一二、二三 自治行発第一九七号)
新潟県総務部長宛 行政課長回答

問 会期最終日の二日前に懲罰事件が発生し、常任委員会に付託された、しかし、会期最終日までに結論を得なかつた。

一 懲罰事件は後会に継続しないから、継続審査の付託事件の対象とならない。したがつて、委員会の継続審査事件として付託できない。

二 懲罰事件も委員会の継続審査事件として付託できる。したがつて、閉会中の委員会の決定を議会で議決して懲罰を科することができる。

答 二 お見込みのとおり。

出席停止の効力 (法一三五)

(昭和二三、一〇、三〇 自治発第九七八号)
各都道府県総務部長宛 自治課長回答

問 議員に対する出席停止の効力は次の会期に及ばないものと解してよいか。

答 お見込のとおり。

出席停止 (法一三五)

(昭和二四、一〇、八 丘連第一号)
飯塚市議会議務局長宛 行政課長回答

問一 議員に対し議会出席停止十六カ月の懲罰を議決したが、合法的であるか。

若し非合法的であればその善処方。

二 懲罰発生の場所は、議会並びに委員会にのみ限定されるか。

三 議会が多数をもつて違法と思われる議決を行った場合はいかなる善処方があるか。

四 「懲罰動議の原因」のような議決事項は、法第七十六條第四項の規定に該当する事項となるか。

答一 議員に対する出席停止の効力は次の会期に及ばないものであるから、所問の出席停止の効力はその会期の期間のみについて有効である。なお、四により善処する方法がある。

二 お見込のとおり。

三 法第七十六條第四項の規定による外はない。

四 お見込のとおり。

議員に対する懲罰 (法一三四)

(昭和二五、三、一八 丘連第一号)
呉市議会議務局長宛 連絡行政部長回答

問 懲罰事犯について、法第三十四條第一項に「会議規則(現行法上委員会に関する条例も含まれる)に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。」とされているが、会議規則中に「秘密会の議事をもちてはならない。」と規定している場合、閉会中に議員が市会報告演説会等において秘密会の議事をもちたとき、懲罰事犯はその会期中に処理することからして懲罰を科することはできないか。また、会議規則は「会議その他の手続及び内部の規律に関する規則」であるので、会期中であつても議場外におけるような事実な事犯として取り上げることができないか。

答 秘密会の秘密性が継続する限り、前段、次の会期において懲罰を科すること

はできる。後段、議場外の行為であつても秘密会の議事を外部にもらす行為に対しては、懲罰を科することはできるものと解する。

④ 懲罰と除斥

除名議決における除斥 (法一一七)

(昭和二七、一〇、六 自行行発第五八号)
北海道総務部長宛 行政課長回答

問 除名議決に際し、当該議員を除斥しないで行つた議決は違法であるか。その場合議長が単独で当該議員の出席を認めたとしても違法であるか。

答 お見込のとおり。

懲罰動議と除斥の時期 (法一一七)

(昭和二四、一二、一 自行行発第三六号)
秋田県総務部長宛

問 議長及び議員に対する懲罰動議が成立したのに議長はこれを採択しないで閉会することができるか。

答 会議規則第五十條第二項により処置しなければならない、なお、議長は議長懲罰動議が成立すれば、当然除斥されるのである。

議員の懲罰議決 (法一一七、一三五)

(昭和二七、九、一九 自行行発第三九号)
兵庫県町村議会議長会長宛 行政課長回答

問一 八人の議員の懲罰において懲罰の理由が同一である場合、これら議員懲罰に關し一括審議して、八人全員を採決に加えない審議採決の方法(懲罰議決)はさしつかえないか。

二 議員定数一六人の議会において、八人の議員に対する懲罰動議を議決する

ために、この八人を除斥し、七人の議員（八人中一人は欠席）でこれを議決し、八人の議員を出席停止の処分が付したが、この懲罰は有効であるか。

三 懲罰の対象となつた議員八人の退場を要求したが応じないのでそれ以外の議員により別室においてなされた議決は有効であるか。

答一 できない。

二 無効と解する。

三 無効と解する。

除斥議員の出席 (法一一七)

(昭和二七、一〇、二二 自行行発第九四号)
佐賀県議会議務局長宛 行政課長回答

問 懲罰事犯を議する会議において懲罰事犯者たる議員の出席当否に關し次の兩説があるが、そのいずれによるべきか。

甲説 被判定者を判定の場所に在席させることは、一般に被判定者にとつて利益であり、この利益は守られるべきであり、なお、法第百十七條但書の「會議に出席し」は「発言」の前置修辭的な用語であり、「発言」と一体的なものであると解されるので、事犯者たる議員の出席のみは議會の同意を要せずして當然に許されなければならない。

乙説 被判定者の判定場での在席は、むしろ判定表決の公正を害しやすいことが多く、なお同条但書の解釈上「発言」のみでなく「會議出席」もまた議會の同意を要するものとする。

答 會議に出席するについても同意を必要とするものと解する。

⑤ 懲罰と訴訟

除名された議員の出訴権 (法一三五)

(昭和二三、二、一六 大政府總務部長宛 自治課長回答)

問 市議會において除名された議員がそれを不当として裁判所に訴えることがで

きるか。

答 除名の理由を不当として訴えることができない。

議員の除名処分と訴訟 (法一三二、一三五)

(昭和二四、一二、一 自行行発第三四号)
札幌市議會議長宛 行政課長回答

問一 法第百三十二條（無礼の言葉を使用）違反として除名処分をしたことに対して、被処分者から訴訟等をする方途があるか。あるとすれば、どのような方法があるか。

二 除名処分を受けた議員は、直ちにその資格を喪失することとなり、若しその処分に対して提訴できるとしても、これに対して反対の決定があるまでは議會の除名議決は有効と考えるがどうか。

答一 現在地方裁判所においては、議員の除名処分について行政事件訴訟特別法第一条の規定により除名処分無効確認並びに取消の訴訟として受理している向もあるが、当庁としては、議會の内部紀律に対する処分であるから、その性質上法令で特別の定がないかぎり争訟の道はないものと解する。

二 お見込のとおり。

議員の除名処分 (法一三五)

(昭和二三、六、一四 自発第三八七号)
京都府總務部長宛 自治課長回答

問一 町議會議員の行為に不正があつたので、町議會は法第百三十五條の規定によりこれを除名処分にしたところ公人としての行為ではないとして除名無効の訴をした。これに対する見解はどうか。

二 法第百三十五條第一項第四号の規定による除名処分を無記名投票をもつて決する場合、議長に投票権があるか。また、議長に投票権のない場合は出席議員とみなすことは法の建前から不当であると存するがどうか。

答一 議會の懲罰権は議會の紀律を保つために認められているものであつて、懲

罰事犯は地方自治法又は会議規則に違反する議会内における議員の行為に限られ、議会外で犯罪となるべき非行のあったこと又は議員の品位を傷つけるような行為があったこと等は、懲罰の原因とはならない。但し、議会の処分に対してはたとえそれが違法であるとしても特別の定があるものの外争訟の道はないと解される。

二 特別議決の場合においては、議長も表決権を有するから、出席議員数には議長も含まれる。

除名議決の効力の変更とそれに伴う措置 (法一三五)

(昭和二七、一〇、八 自行行発第八六号)
長崎県総務部長宛 行政課長回答

昭和二十六年七月十二日、町議会はM議員の除名処分を議決したが、同議員は、同七月二十七日、町議会を被告として右除名処分の議決の無効確認の訴をした。同八月一日、町選管は、議員定数に欠員一人を生じたので、公職選挙法第一百二十条第一項の規定により次点者の繰上補充を決定した。昭和二十七年七月四日、長崎地裁は「被告議会の除名議決を取り消す」旨の判決をした。

問一 右判決によりM議員は直ちに議員として復活できるか。又は更に除名取消の議決を必要とするか。

二 直ちに復活する場合、その時期は、除名議決の日であるか、判決の日であるか。

三 除名議決の日に遡及して復活する場合

1 既に繰上補充により欠員の補充ができていたので、M議員の復活により法による定員から一人超過することになるが、法的にはさしつかえないか。

2 その後議員一人が死亡したので、M議員が復活しても現状において定数と同一となるからさしつかえないか。

3 M議員に対する年報酬は除名により在任期間分を月割支給済みであるが、金額支給すべきものか。

4 M議員の除名議決後の議会成立について手続上の欠缺はないか。(遡及し

て議員としての資格が復活することになるから、空白期間において議会招集の通知が同議員になされていなかった結果となる。)

答一 右判決によりM議員の除名処分は最初からなかったものとなり、M議員は始めから引き続き議員の身分を保有していることになる。

二 一により承知されたい。

三 1 右判決により次点者の繰上補充をすべき事由が存在しなかったこととなるから、次点者の繰上補充は無効なものとなる。

2 1により承知されたい。

3 お見込のとおり。

4 M議員の除名議決後の議会の運営は、M議員が除名されたものとして運営されていてもその間の議決が当然に無効になるものと解すべきではない。

懲罰事件訴訟の係属 (法一三四)

(昭和二六、五、三〇 地自行発第一四一号)
大田市議会事務局長宛 行政課長回答

問 議会を相手方とした訴訟が係属中、又は委員会において議案の継続審査中に総選挙により議会が更新された場合における新旧議会の関連性について、一議員が懲罰事件により出席停止処分を受けたがこれを不服として議会を相手どり取消訴訟を提起し、その係属中に任期満了により総選挙を実施して議会が更新された。この場合新議会がその相手方として継承されるものか。又改選に当つて原告又は関係議員が再当選せず議員としての資格を失っている場合はいかになるか。

答 当該訴訟が係属する限り、訴訟当事者は議会であるから、旧関係議員の再当選にかかわらず、新議会が訴訟当事者たる地位を受け継ぐものと解すべきである。

行政処分と性質を有する議決 (法一三四、一三五)

(昭和三一、九、二七 自行政発第七七号)
愛知県総務部長宛 行政課長回答)

問 議会の「議決」を行政処分とみなし得る場合があるか。

例えば議員に懲罰を科する議決 (法第百三十四条及び第百三十五条関係) は行政処分とみなし得るか。

答 行政事件訴訟特例法第二条にいう行政庁の処分の意味における行政処分としては、少くとも除名の議決がこれに該当するものと解する。

⑥ 懲罰事犯の審議その他

議長懲罰動議の取扱 (法一〇二、一三五)

(昭和二四、一二、一 自行政発第三六号)
秋田県総務部長宛

問 議長懲罰動議が成立したが、議長はこれを採択する意思が見えなかつたので、議員が仮議長によつて議事進行をはかるため議長が臨時議長になることを発言した瞬間に議長は閉会を宣告した。この議長の閉会宣告は適法かどうか。

答 適法でない。

懲罰の対象にならない議員の行為 (法一三四)

(昭和二七、九、一八
宮崎市議会事務局長宛 行政課長電信回答)

問 懲罰の対象とならない議場外の事件につき、議会の信用を傷つけたとの理由により、今後議場において当該議員を排除する旨の声明をした。他の議員の連名により新聞紙に発表することはさしつかえないか。

当該議員に対し、議場外の事件につき、市民及び議会へ対する陳謝文の公表

を議決によつて要求できるか。

答 いずれも適当とは思われない。

懲罰議案の採択の時期 (法一三四)

(昭和二四、一二、一 自行政発第三六号)
秋田県総務部長宛 行政課長回答)

問 副議長によつてなされた議員の除名処分及び議長、副議長選挙その他の議決、選挙の議会が越権違法であつて、町長が再議再選挙に付した場合、議会は、ま

ずもつて議員の身分に関する懲罰(除名)議案を最初にとりあげて懲罰を決定してから爾後の議案を付議するのが適法でなからうか。

この場合、除名が取り消されて議員の身分を取得したときは、ただちに議長から本人に通告して同日以後の会議に出席させる措置をとるものかどうか。

答 懲罰議案をいつとりあげるかはもつぱら議会自らの運営にまづべきであり、若し、前段により取り扱つた場合は、後段により措置することはさしつかえない。

再議決により除名取消があつた場合の議員の身分 (法一三五、一七六)

(昭和二四、二、二一
三重県総務部長宛 自治課長回答)

問 法第百三十四条及び第百三十五条の規定による議会における議員の除名の議決がその権限をこえ又は法令若しくは会議規則に違反すると認め、当該普通地方公共団体の長が法第百七十六条の規定により再議に付したところ、その再議において議員の除名の議決を取り消した場合は、当該議員はその再議の議決のあつた日から議員たる地位を得ることとなるのか、あるいは除名の議決のあつた日にさかのぼつて議員たる地位を得るのか。

答 議員の職は継続し、その身分に変動はない。

法第百三十三条の処分 (法一三三)

(昭和二二、八、八 地発乙第五五六号)
各都道府県知事宛 地方局長通達

問 法第百三十三条の処分とはいかなる内容のものか。
答 懲罰処分の意である。

侮辱を受けた議員の相手方 (法一三三)

(昭和三〇、一一、一 自行政発第一五九号)
高知県東京事務所長宛 行政課長回答

問 法第百三十三条の侮辱を受けた議員の相手方とは、議員に限られる意か。又は議員に限らず新聞記者及び執行機関の要員等にも及ぶ意か。
答 前段お見込のとおり。

議場の解釈 (法一三三、一三五)

(昭和二八、一〇、二 自行政発第二八六号)
愛知県総務部長宛 行政課長回答

問 開会宣告に先だつて、議長が議員及び議會を侮辱した事件に対し、議會が除名処分をしたのであるが、この場合、当該事件は、次の會議規則中の「議場内」で行われたものと解することができるか。
會議規則第五十八条 議員中次の行為があつたものは、委員会に付託して審査させ、會議の議決により懲罰を科することができる。

一 (略)

二 地方自治法第百三十二条の規定に違反し又は議場内において議員の品位を汚したものの。
答 解しえないものと存する。

法第百三十四条中の「この法律」 (法一三四)

(昭和二四、一〇、八 丘連第一号)
飯塚市議会議事務局長宛 行政課長回答

問 法第百三十四条中「この法律」とあるのは、法第百三十一条、第百三十二条、第百三十三条、第百三十七条をいうか。なお、外に適用条文があるか。
答 お見込のとおりである。なお、法第百二十九条等も含まれる。

除名の通告 (法一三五)

(昭和二四、一二、一 自行政発第三六号)
秋田県総務部長宛 行政課長回答

問 除名された議員に対してだれが除名の通告をするものか。
答 除名の通告は一般的には議長であるか、本件の場合は仮議長である。

議員に対する懲罰の効力の発生時期 (法一三四)

(昭和二五、一〇、九 大阪府地方課宛 行政課長電話回答)

問 法第百三十四条の規定による懲罰処分(除名又は出席停止)の効力の発生時刻は、議決のときであつて本人に対しその旨の通知がなされたときではないと考えるかどうか。
答 お見込のとおり。

懲罰常任委員会の設置 (法一〇九)

(昭和二四、六、二七 自連発第四〇号)
福岡県議会議長宛 連絡行政部長回答

問 地方議會議員の懲罰事項を審査するために、懲罰常任委員会を法第百九条の規定により設置することができるか。
答 である。

懲罰議員に対する報酬の減額支給 (法二〇三)

(昭和三七、五、一六 自庁行発第七一号)
広島県総務部長宛 行政課長回答

問 町議会議員の報酬を月額で支給する旨の条例を設けている場合において、当該議会の懲罰により出席停止をうけた議員に対してその議員の報酬中から出席停止期間分の報酬を減額して支給すること。また、議会の会期が一ヶ月以上にあたる場合、会期中の出席停止処分をうけた議員に対してその期間中の報酬を一切支給しないことを条例で規定することができるか。

答 できる。



各省大臣・政務次官一覽

第一次岸内閣は六月十日総辞職、第二次岸内閣の首班指名は六月十二日行われ、同十三日未明発足した。

(33.6.17現在)

職名	氏名	所屬	選挙区	氏名	所屬	選挙区
内閣総理大臣	岸 信介	衆	山口2	木 島 虎 蔵	参	全国
法務大臣	愛 知 揆 一	衆	宮城1	竹 内 俊 吉	衆	青森2
外務大臣	藤 山 愛 一郎	衆	神奈川1	佐 中 貞 則	参	鹿児島3
大蔵大臣	佐 藤 栄 作	衆	山口2	山 野 三 郎	衆	鹿児島3
文部大臣	灘 尾 弘 吉	衆	広島1	高 見 三 郎	衆	静岡1
厚生大臣	橋 本 竜 伍	衆	岡山2	池 田 清 志	衆	鹿児島2
農林大臣	三 浦 一 雄	衆	青森1	高 橋 繁 衛	衆	熊本1
通商大臣	高 崎 達 之 助	衆	大阪3	中 島 秀 俊	衆	全国1
運輸大臣	永 野 護	参	広島	大 島 長 一 猪	衆	鹿児島2
郵政大臣	寺 尾 豊	参	高知	生 田 宏 一	衆	大分1
労働大臣	倉 石 忠 雄	衆	長野1	徳 安 実 蔵	衆	鳥取
建設大臣	遠 藤 三 郎	衆	静岡2	北 海 道 開 発 庁 長 官 藤 田 清 一郎	参	栃木
国務(北海道開発庁長官)	山 口 喜 久 一 郎	衆	和歌山1	佐 藤 清 一郎	参	東京5
国務(国家公安委員長)	青 木 正	衆	埼玉4	黒 金 泰 美	衆	山形1
国務(防衛庁長官)	左 藤 茂 詮	参	大阪	辻 寛 一	衆	愛知1
国務(経済企画庁長官)	三 木 武 夫	衆	徳島	河 本 敏 夫	衆	兵庫4
国務(科学技術庁長官)	池 田 勇 人	衆	広島2	石 井 桂 夫	参	東京
官房長官	赤 城 宗 徳	衆	茨城3			
総務局長	松 野 頼 三	衆	熊本1			
法制局長官	林 修 三	衆				

衆院正副議長並びに常任委員長一覧

(33.6.13現在)

職名	氏名	所屬	選挙区
議長	星島	自民	岡山2
副議長	熊熊	自民	北海道1
内閣総理大臣	鈴木	自民	宮城2
法務大臣	小島	自民	岩手1
外務大臣	桜内	自民	兵庫5
大蔵大臣	早川	自民	島根
文部大臣	坂田	自民	和歌山2
社会大臣	園田	自民	熊本2
農林大臣	松浦	自民	熊本2
商工大臣	長谷川	自民	北海道2
運輸大臣	塚原	自民	群馬2
逓信大臣	浅香	自民	茨城2
建設大臣	堀川	自民	大分3
予算委員会委員長	田中	自民	福岡3
決算委員会委員長	江崎	自民	新潟4
懲罰委員会委員長	山口	自民	愛知3
二名	三郎	自民	
三名	安吉	自民	
四名	善幸	自民	
五名	徹三	自民	
六名	義雄	自民	
七名	道太	自民	
八名	周直	自民	
九名	四郎	自民	
十名	俊郎	自民	
十一名	忠雄	自民	
十二名	恭平	自民	
十三名	彰渡	自民	
十四名	彰澄	自民	
十五名	直一	自民	
十六名	好一	自民	

出版ニュース 三月下旬、四月中旬、四月下旬号

労働力調査報告 二月号

国土 三月号

建設月報 四月号

農家の友 三月号

研究紀要 十九号追録

さつほろ経済 三十八号

厚生 三十五月号

岩手県議会時報 三十号

福島県議会の回顧 九集

東京都議会月報 二、三月号

神奈川県議会時報 五、六号

栃木県議会時報 一、三月号

埼玉県議会時報 二十八号

群馬県議会時報 三月号

大阪府会 三月号

奈良県議会時報 三十二号

滋賀県議会時報 四十五号

鳥取県議会月報 二、三合併号

福岡県議会月報 四十七号

鹿児島県議会時報 二十四号

琉球議会時報 十二号

丸 善

総理府統計局

財団法人 国土計画協会

建設省

農務部

農業改良課内

北海道 教育研究会

札幌商工会議所

厚生省

岩手県議会議会

福島県議会議会

東京都議会議会

神奈川県議会議会

栃木県議会議会

埼玉県議会議会

群馬県議会議会

大阪府議会議会

奈良県議会議会

滋賀県議会議会

鳥取県議会議会

福岡県議会議会

鹿児島県議会議会

琉球政府立法院

昭和三十三年六月一日発行

北海道議会時報 (第十卷第五号)

編集 北海道議会議事務局調査課

発行 北海道議会議事務局

四月のメモ

- 1 ○ダレス長官、米は核実験を中止しないと声明。
- 2 ○日銀、大蔵省三十二年度中の「国際収支実績」を発表。(赤字一億ドルに縮める。)
- 3 ○岸首相、ソ連の原水爆実験停止声明は歓迎すると談話を発表。
- 4 ○日・ソ漁業交渉、高崎、イシコフ会談で、ソ連オホーツク海問題の妥協案を提示。
- 5 ○政府、核実験禁止について米英ソに申入れ。
- 6 ○スタンブール米太平洋司令官、米下院で沖縄の日本返還を考えずと証言。
- 7 ○上川支庁管内道議補選告示。
- 8 ○ゾロ野球公式戦開幕。
- 9 ○日本海マス入会問題で道側、本州漁船の入会を拒否。
- 10 ○A級戦犯全員減刑釈放決定。
- 11 ○北洋カニ船団先発隊函館を出港。
- 12 ○自民党道議院内役員決、議員会長長川口常一、議会对策委員長佐々木利雄。
- 13 ○山田、柳会談で日韓全面会談を今月中旬再会に意見一致。
- 14 ○日教組、全国に二十一日から一週間勤務阻止斗争を指令。
- 15 ○米大統領今春の核実験終了後核実験中止を考慮すると声明。
- 16 ○札幌市第十八回冬季五輪大会招致を決定。
- 17 ○日・ソ漁業交渉、赤城、ミコヤン会談開く。
- 18 ○日府、日・中協定についての日本政府の回答に満足すると声明。
- 19 ○日韓全面会談、今月十五日から再会に藤山、金会談で一致。
- 20 ○五月四日を国民体育日として、休日とすることに閣議決定。
- 21 ○衛生部、三十二年度の本道人口動態を発表。
- 22 ○京都府知事に蟻川虎三氏三選。
- 23 ○警視庁、日共の海外秘密ルート人民憲隊に手入れ。
- 24 ○国際見本市開く。(大阪)
- 25 ○東京六大学野球開幕。
- 26 ○日・中貿易協定について中国、日本政府回答を拒否。
- 27 ○第一回北海道母親大会開く。(札幌市)
- 28 ○三十三年度道予算成立。
- 29 ○仏ガイヤール内閣総辞職。
- 30 ○衆院、第十八回五輪大会(一九六四年)を東京に招致することを決議。
- 31 ○国際海洋法会議で、日本領海六カイリ案を支持。
- 32 ○オーストラリア政府、日本船団の真珠採集禁止を発表。
- 33 ○道商工指導所発足。
- 34 ○第一回定例道議会閉会。
- 35 ○自民、社会両党首会談で、解散は今月中に行うことに一致。
- 36 ○衆院、原水爆実験禁止を決議。
- 37 ○政府、与党首脳会議で総選挙五月一日公示二十二日投票の方針を決定。
- 38 ○水産部、第一期春にしん漁獲高を発表。(九十六万九千貫)
- 39 ○道、課次長以上百三十人の人事異動発令。
- 40 ○八丈種子島などで金環食観測に成功。
- 41 ○私鉄争議解決。
- 42 ○上川支庁管内道議補欠選挙行われる、武田治作(自民)、島田清一(社)当選。
- 43 ○日・ソ漁業交渉、総漁獲量十一万トンで正式妥結。
- 44 ○道南各地で河川はん乱。
- 45 ○道企画課、三十二年度経済実相報告書発表。
- 46 ○北、高教組、勤評反対要求貫徹大会開く。
- 47 ○米空軍駐留軍要員、七百三十八人を解雇。
- 48 ○勤評反対で都教組一斉休暇。
- 49 ○西日本、北陸で豪雨禍。(死傷二十一)
- 50 ○日・ソ漁業交渉、日本代表閉帰国。
- 51 ○白山丸第十七次中共帰国者四百三十一人乗せ舞鶴に入港。
- 52 ○社会党、内閣不信任案を提出。
- 53 ○道総合開発企画本部で、総合開発第一次五カ年計画の実績概要を発表。
- 54 ○日・英貿易協定調印。(ロンドン)
- 55 ○衆議院解散。(午後六時九分)
- 56 ○日本、ポーランド通商条約調印。(東京)
- 57 ○政府、クリスマス島核実験で英に停止申入れ。
- 58 ○韓国抑留漁夫帰国者三百人下関に入港。
- 59 ○勤評反対休戦斗争で、日教組本部など七十七カ所に手入れ。
- 60 ○国際海洋法会議終る。
- 61 ○英、クリスマス島で核実験を行う。(メガトン級)
- 62 ○宗谷丸東京港入港。
- 63 ○ネール首相辞意表明。
- 64 ○北洋向け先発独航船四十四隻が函館を出港。
- 65 ○自治庁、給与引下げ勧告を無視した再建団体九県に対し再建債の利子補給停止措置。